

「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」を目指して

# 大宜味村 過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

沖縄県国頭郡 大宜味村



## 目 次

### 1 基本的な事項

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 大宜味村の概況          | 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向     | 3 |
| (3) 行財政の状況           | 5 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針    | 8 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 9 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 9 |
| (7) 計画期間             | 9 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合  | 9 |

### 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

|                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 現況と問題点、その対策        |    |
| 1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 10 |
| (2) 計画                 | 11 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合   | 11 |

### 3 産業の振興

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点、その対策      |    |
| 1) 農業                | 12 |
| 2) 林業                | 12 |
| 3) 水産業               | 13 |
| 4) 商工業               | 14 |
| 5) 観光・リゾート           | 15 |
| 6) その他（塩屋湾の整備）       | 17 |
| (2) 計画               | 18 |
| (3) 産業振興促進事項         | 19 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 19 |

### 4 地域における情報化

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点、その対策      |    |
| 1) 地域における情報化         | 20 |
| (2) 計画               | 20 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 21 |

### 5 交通施設の整備、交通手段の確保

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点、その対策      |    |
| 1) 道路・交通体系           | 22 |
| (2) 計画               | 22 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 22 |

### 6 生活環境の整備

|                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 現況と問題点、その対策 |    |
| 1) 水道の整備        | 23 |
| 2) 下水道の整備       | 23 |
| 3) し尿・ごみ処理の推進   | 24 |
| 4) 火葬場の整備       | 24 |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 5) 消防・防災・防犯・交通安全の推進                  | 2 5 |
| 6) 住環境の整備・確保                         | 2 6 |
| 7) その他（河川の整備）                        | 2 6 |
| (2) 計画                               | 2 7 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 2 7 |
| <b>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> |     |
| (1) 現況と問題点、その対策                      |     |
| 1) 健康福祉の村づくりの推進                      | 2 8 |
| 2) 子育て環境の充実                          | 2 8 |
| 3) 高齢者福祉の充実                          | 2 9 |
| 4) 障がい者（児）福祉の充実                      | 3 0 |
| 5) 保健の充実                             | 3 0 |
| (2) 計画                               | 3 1 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 3 1 |
| <b>8 医療の確保</b>                       |     |
| (1) 現況と問題点、その対策                      |     |
| 1) 医療の確保                             | 3 2 |
| (2) 計画                               | 3 2 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 3 2 |
| <b>9 教育の振興</b>                       |     |
| (1) 現況と問題点、その対策                      |     |
| 1) 学校教育の振興                           | 3 3 |
| 2) 生涯学習の振興                           | 3 4 |
| (2) 計画                               | 3 5 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 3 5 |
| <b>10 集落の整備</b>                      |     |
| (1) 現況と問題点、その対策                      | 3 6 |
| (2) 計画                               | 3 6 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 3 6 |
| <b>11 地域文化の振興等</b>                   |     |
| (1) 現況と問題点、その対策                      | 3 7 |
| (2) 計画                               | 3 8 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 3 8 |
| <b>12 再生可能エネルギーの利用の促進</b>            |     |
| (1) 現況と問題点、その対策                      | 3 9 |
| (2) 計画                               | 3 9 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 3 9 |
| <b>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>        |     |
| (1) 現況と問題点、その対策                      | 4 0 |
| (2) 計画                               | 4 0 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 4 0 |

## 1 基本的な事項

### (1) 大宜味村の概況

#### (自然的条件)

本村は沖縄本島北西部の北緯26度36分～26度43分、東経128度5分～128度12分の間に位置し、県都那覇市から約87km、北部の拠点都市である名護市からは約22kmの距離にある。西は東シナ海に面し北は田嘉里川をもって国頭村に、南は山地帯の分水嶺をもって名護市に接している。東は沖縄本島を縦に2分する脊梁山地を境として東村に接する。東西8km、南北13.3km、総面積63.55km<sup>2</sup>で、県内第9番目の広さをもつ中山間地域である。

村のほぼ中央には300m～360m内外の古期石灰岩からなる山々が連なり、緑深い亜熱帯広葉樹林帯を形成している。総面積の約76%を森林が占め、それらの山々に源を發して、大保川（延長12km）をはじめ大小17の河川全てが東シナ海に注いでいる。山々の裾野が海岸に迫り平地に乏しく、集落は海岸沿いの僅かな沖積平地に立地するのが多い。

平成19年3月に産業の振興・生活環境施設の整備等の課題に対処するための施策中心地区形成として、塩屋湾外海公有水面埋立事業による32.7haの「結の浜」を造成した。

耕地は、河川沿いの狭い沖積平地と、海岸部近くから形成されている100m～200mの海岸段丘及びその背後に發達した丘陵部に開けている。地形が複雑で平地に乏しい厳しい環境下で、農林業は大きな制約を受けてきた。海岸はさんご礁が發達し砂浜を形成している。

やんばる三村（国頭村・大宜味村・東村）の自然環境については、世界的にも貴重な森林資源や動植物が生息し、生物多様性の環境を保有していることが認められ、令和3年7月に世界自然遺産として登録された。

#### (歴史的条件)

本村の歴史は1673年、尚貞王5年（延宝元年）に羽地間切から平南と津波の2邑と、国頭間切から屋嘉比、城、根謝銘、喜如嘉、饒波、根路銘、塩屋、前田、屋古、田港、渡野喜屋の11邑を分かち、13邑をもって田港間切を創設したことにはじまる。その後、合併及び分離が行われ1695年尚貞王27年（元禄8年）に18邑をもって大宜味間切と改称した。そして1719年尚敬王7年（享保4年）に、川田・平良の2邑が久志間切に合併され本村の形が出来上がり、現在は17字で構成されるようになった。

#### (社会的・経済的条件)

山地が広く地形も複雑な為、平地に乏しく更に地理的不利性等により産業は振るわなかった。村民は生活の糧を求め村外に職を求めた。昭和30年代以降の高度経済成長期に拍車がかかり、急激な人口の流出を来し過疎化が進行している。生活環境や産業振興のいずれの面においても基盤がぜい弱で「僻地性の克服」がこれまでの村づくりの基本

テーマであった。

### （過疎の状況）

#### ①人口等の動向

本村の人口推移を見ると、昭和35年の6,497人から年々減少し、昭和50年に4,178人とこの15年間で35.7%（2,319人）の減少を示し、急激な人口減少をたどっていた。その後の人口の減少は鈍化し、平成17年から平成27年までの10年間では9.3%の減少となっているが、現在においても、依然として減少は続いている。

全国的な課題である少子高齢化の進展は、人口構成を年齢階層別に見ると、年少人口（0歳～14歳）は、昭和35年から昭和50年にかけて67.8%、昭和50年から平成27年にかけては57.1%も減少しており、高齢者（65歳以上）比率の推移を見ると、昭和35年の11.2%から平成27年の32.5%へと急激な増加を示しており、県平均の1.7倍の割合を示し、これまでの推移を見ても、加速度的な高齢化傾向がうかがえる。生産年齢人口が減少し、それに伴い老年人口が増加。年少人口は一貫して減少を続け、少子高齢化により総人口の減少が続くと推測される。

#### ②これまでの過疎対策と課題・今後の見通し

本村はこれまで、昭和55年から過疎法の適用を受けその対策に取り組み、過疎からの脱却を図るため、次のような施策を講じてきた。

産業の振興については、特産品加工施設の整備や、企業支援賃貸工場、漁港関係基盤整備、やんばるの森ビジターセンターの整備を行ってきた。

交通通信体系については、村内通信基盤の整備や、防災無線の整備、村道など年次的な整備がなされ、農林道・集落内道路についても、整備が進められ、各地域の実情を踏まえながら、舗装整備等の事業が取り組まれている。

一方、生活環境の整備については、広範囲に及ぶ簡易水道の整備がなされ、結の浜における公共下水道の整備や、北部三村からなる国頭地区行政事務組合において、分遣所の整備を行ってきた。また、教育文化施設においても、小学校統合・中学校の移転整備を行った。

今後は、これまでに実施してきた過疎対策の効果について検証を行いつつ、小学校統合・中学校移転による学校跡地や公共施設跡地の有効活用及び結の浜の土地利用の推進による産業の活性化を図るとともに、世界的にも誇れる健康長寿村としての生活文化と社会的環境を活かし、エコツーリズムの推進による交流人口を増大させ、産業、福祉、教育、定住環境の充実について、より実効性のある施策を展開する必要がある。

#### ③社会経済の発展の方向

平成27年の就業者総数は1,384人で、その内訳は第1次産業が373人（27.0%）、第2次産業が236人（17.0%）、第3次産業が775人（56.0%）となっている。本村は、恵まれた山林と海洋を活かした第1次産業就業者が昭和35年には全体の7割を占めていた。しかし、宿泊業・飲食サービス業の増加により、昭和50年には第1次産業就業者比率と第3

次産業就業者比率が逆転し、平成 2 年には第 3 次産業就業者が全体の 4 割を超え、観光関連を中心とした産業は今後も大きな比重を占め、第 3 次産業就業者の割合は高い水準を維持すると予測される。

また、本村は、緑豊かな山林を有するとともに、海岸沿いは沖縄海岸国定公園に指定されており、自然資源、自然景観に恵まれており、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等の国指定天然記念物等が生息するなど、優れた自然環境を有し、世界自然遺産地域として、本村のみならず沖縄県、日本及び世界の貴重な財産である。

本村の持つ自然条件と社会条件は恵まれた自然を有すると同時に都市部と僻地の比較の中で、プラス要素とマイナス要素が相反しているように映る。

これらの僻地性の中で、塩屋湾や森林を活用したエコツーリズム等の長期保養滞在型の観光、農林水産業と連携した体験型の観光としての側面など、地域資源を活かした優位性を有していると言える。したがって、社会的ニーズを的確に捉え、地域の自立のために戦略的に事業展開を図っていくことが重要である。

なお、本計画の推進にあたっては、大宜味村第5次総合計画をはじめとした各種計画や、県の「沖縄21世紀ビジョン」とも整合性を図り、次代の変化に対応した施策を講じていくものとする。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### (人口等の動向)

本村の人口は、平成 27 年国勢調査で 3,060 人、平成 17 年の 3,371 人と比べると 10 年間で 311 人減少。平成 17 年にダム工事等の大型公共工事による一時的人口流入により増加したが、その後、再び減少し、平成 17 年から平成 27 年まで減少が続いている。

平成 17 年には 65 歳以上の人口が約 3 割を占め、平成 27 年は 32.5%と 0 歳～14 歳の年少人口の 2 倍以上という少子高齢化社会の進展が読みとれる。平成 27 年の 0～14 歳の年少人口は 373 人(全人口の 12.2%)で、平成 17 年と比較すると 12.5%も減少。15 歳～64 歳の生産年齢人口も、1,691 人で 12.9%減少しているが 65 歳以上の老年人口は 996 人と、平成 17 年と比べると微減しているが、1,000 人近い数字で推移している。

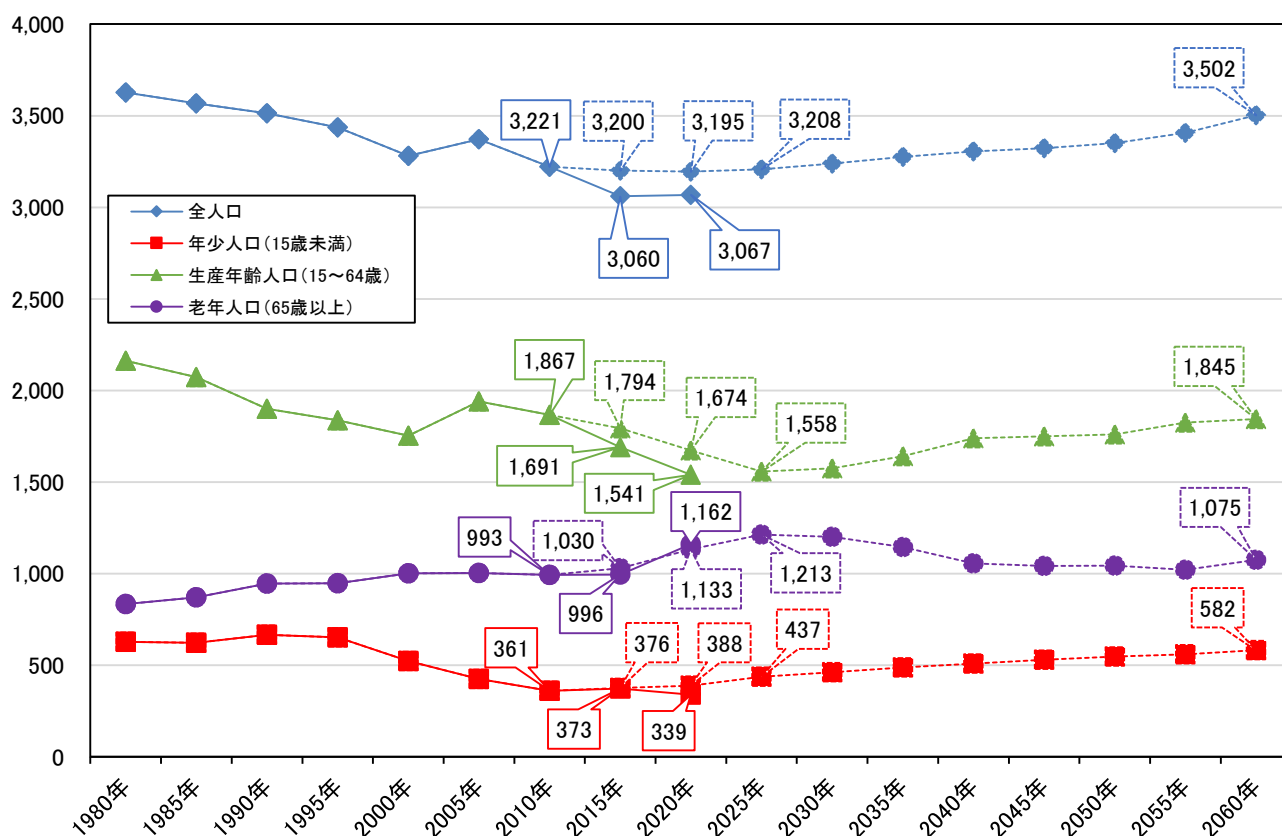
男女別人口の推移では、男女とも 15 歳～24 歳の年齢で減少傾向にあり、20 代及び 30 代が少ない。本村には高等学校が 1 校あるが、進学や就職で離れる若者が多く、その後、本村に戻ってくる割合は少ないため、20 代前半の女性は特に低い数値を示している。男女とも、50 代から 60 代の年齢の人口が一番多い。

現在までの人口の構造は、生産年齢人口と年少人口は減少し、65歳以上の人口は増加しているが、将来的には令和17（2035）年あたりから老年人口も減少すると予想される。

表 1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

| 区分              | 昭和35年      | 昭和50年      |            | 平成2年       |            | 平成17年      |           | 平成27年      |           |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
|                 | 実数         | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率       | 実数         | 増減率       |
| 総数              | 人<br>6,497 | 人<br>4,178 | %<br>△35.7 | 人<br>3,513 | %<br>△16.0 | 人<br>3,371 | %<br>△4.1 | 人<br>3,060 | %<br>△9.3 |
| 0歳～14歳          | 2,700      | 870        | △67.8      | 666        | △23.5      | 426        | △36.1     | 373        | △12.5     |
| 15歳～64歳         | 3,071      | 2,455      | △20.1      | 1,900      | △22.7      | 1,941      | 2.1       | 1,691      | △12.9     |
| うち15歳～29歳(a)    | 1,070      | 1,018      | △4.9       | 439        | △56.9      | 526        | 19.8      | 341        | △35.2     |
| 65歳以上(b)        | 726        | 853        | 17.4       | 947        | 11.0       | 1,004      | 6.0       | 996        | △0.8      |
| (a)/総数<br>若年者比率 | %<br>16.5  | %<br>24.4  | —          | %<br>12.5  | —          | %<br>15.6  | —         | %<br>11.1  | —         |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | %<br>11.2  | %<br>20.4  | —          | %<br>27.0  | —          | %<br>29.8  | —         | %<br>32.5  | —         |

表 1－1（2） 人口の推移



### （産業の推移と動向）

産業について、さとうきびやパインアップルなどの農作物を中心とした基幹産業の発展により、昭和45年までは第1次産業の就業者が半数を占めていた。

平成27年の就業者総数は1,384人で、その内訳は、第1次産業が373人(27.0%)、第2次産業が236人(17.0%)、第3次産業が775人(56.0%)となっている。平成22年と比較

すると、第1次産業が83人（28.0％）の増、第2次産業が18人（7.0％）の増、第3次産業が48人（6.0％）の増、就業者総数は113人（8.8％）一時的に増となっておりますが、人口減少に伴い就業者数の減少も続くと予想される。

平成2年に、第3次産業就業者の割合が全体の4割を占め、第3次産業が今後ますます重要性を増すことは予測できるが、本村の特徴を活かした自然資源と第1次産業との連携をしながら、自然環境の保全を基本とし、持続可能な産業振興に結びつく有機的活用の視点からの滞在型自然体験のツーリズムを積極的に推進する。

表1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区 分             | 昭和45年      | 昭和50年      |            | 昭和55年      |           | 昭和60年      |           | 平成2年       |            |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
|                 | 実数         | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率       | 実数         | 増減率       | 実数         | 増減率        |
| 総 数             | 人<br>1,790 | 人<br>1,433 | %<br>△20.0 | 人<br>1,426 | %<br>△0.5 | 人<br>1,596 | %<br>10.7 | 人<br>1,382 | %<br>△13.5 |
| 第1次産業<br>就業人口比率 | %<br>51.1  | %<br>31.0  | —          | %<br>33.9  | —         | %<br>34.8  | —         | %<br>32.7  | —          |
| 第2次産業<br>就業人口比率 | %<br>26.6  | %<br>34.6  | —          | %<br>31.5  | —         | %<br>31.8  | —         | %<br>25.3  | —          |
| 第3次産業<br>就業人口比率 | %<br>22.3  | %<br>34.3  | —          | %<br>34.6  | —         | %<br>33.4  | —         | %<br>42.0  | —          |

| 区 分             | 平成7年       |          | 平成12年      |            | 平成17年      |           | 平成22年      |            | 平成27年      |          |
|-----------------|------------|----------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|----------|
|                 | 実数         | 増減率      | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率       | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率      |
| 総 数             | 人<br>1,422 | %<br>2.9 | 人<br>1,228 | %<br>△13.6 | 人<br>1,417 | %<br>13.4 | 人<br>1,271 | %<br>△10.3 | 人<br>1,384 | %<br>8.2 |
| 第1次産業<br>就業人口比率 | %<br>33.0  | —        | %<br>20.0  | —          | %<br>24.3  | —         | %<br>22.8  | —          | %<br>27.0  | —        |
| 第2次産業<br>就業人口比率 | %<br>26.1  | —        | %<br>26.6  | —          | %<br>24.2  | —         | %<br>20.0  | —          | %<br>17.0  | —        |
| 第3次産業<br>就業人口比率 | %<br>41.0  | —        | %<br>53.4  | —          | %<br>51.5  | —         | %<br>57.2  | —          | %<br>56.0  | —        |

### （3） 行財政の状況

#### （行政の状況）

本村は、明治41（1908）年に沖縄県及び島嶼町村制公布により大宜味村を施行する。昭和20（1945）年9月には米軍統治と同時に国頭村、東村、大宜味村の三村を統合して市制を施行したが翌年には再び三村に分離し、行政区を17箇所に分け現在に至っている。

### （行政体制）

本村はこれまで、昭和 61 年度以降、5 次にわたり行政改革大綱を策定し、時代に即した組織機構の再編や適正な定員管理の推進、健全な行財政運営の推進、事務事業の見直し、職員意識の改革、民間活力の活用等、行政全般にわたり改革を断行するとともに、持続可能な財政構造の構築を図ってきた。

村議会の議員定数は 10 名で、総務常任委員会、経済建設常任委員会、議会広報常任委員会の 3 常任委員会を設けている。村の行政機構は、村長部局が 7 課（総務課・企画観光課（プロジェクト推進室含む）・住民福祉課・会計課・財務課・建設環境課・産業振興課）、議会事務局、農業委員会及び教育委員会等の独立した行政委員会を設置しており、今後も継続した改革に取り組むため、第 6 次大宜味村行政改革大綱を策定・推進し、より一層の住民サービスの向上に努める必要がある。

### （財政の状況）

令和元年度一般会計決算状況は、歳入総額 5,381,739 千円となっており、一般財源の多くを地方交付税が占めている。財政力指数は、平成 25 年度からの国有資産等所在市町村交付金の歳入に伴い、令和元年度においては 0.39 となっており、平成 27 年度と比較すると 0.03 伸びている。しかしながら、本村の財政構造として、歳入全体に占める自主財源の割合が低い一方で、依存財源といわれる、地方交付税や国庫支出金、都道府県支出金、地方債の割合が高い構造となっている。令和元年度の実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債比率は、7.2%と早期健全化判断基準を下回っているものの、過去に行った大規模な事業に係る公債費が増加するほか、義務的経費の割合が高くなっており、経常収支比率は 87.8%と高い数値を示している。今後も、財政状況の厳しさが増していくことが予測される中で、自主財源の確保及び増収に取り組み、事務・事業の統廃合や予算の重点的・効率的な配分などによる財政の健全化に努め、多様化する住民ニーズに対応できる行政組織の構築を進めるために、徹底的な行財政改革を進めながら計画的な行財政運営に努める。

次に、公共施設の整備状況について、平成22年度末での村道の改良率は87.5%だったのに対し、令和元年度末には88.0%と改良率が向上。舗装率も88.0%整備されている状況である。また、重点事業として簡易水道施設整備を進めたことで、水道普及率も高い水準を維持している。

村内には、村立診療所が1施設ある。平成22年度に結の浜へ大宜味診療所が建設され診療が開始されている。

表 1－2（1） 財政の状況

(単位：千円)

| 区分              | 平成 22 年度  | 平成 27 年度  | 令和元年度     |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A          | 3,358,189 | 5,569,020 | 5,381,739 |
| 一般財源            | 1,752,956 | 1,920,325 | 1,954,674 |
| 国庫支出金           | 691,381   | 1,142,331 | 842,344   |
| 都道府県支出金         | 120,014   | 690,721   | 1,021,496 |
| 地方債             | 368,349   | 1,160,621 | 713,233   |
| うち過疎債           | 136,600   | 877,800   | 495,600   |
| その他             | 425,489   | 655,022   | 849,992   |
| 歳出総額 B          | 3,186,895 | 5,153,332 | 5,098,628 |
| 義務的経費           | 1,053,183 | 1,123,431 | 1,309,751 |
| 投資的経費           | 890,542   | 2,433,524 | 2,148,066 |
| うち普通建設事業        | 876,651   | 2,229,437 | 2,060,947 |
| その他             | 1,243,170 | 1,596,377 | 1,640,811 |
| 過疎対策事業費         | 303,852   | 2,095,468 | 1,832,335 |
| 歳入歳出差引額 C (A－B) | 171,294   | 415,688   | 283,111   |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D  | 5,266     | 18,264    | 40,079    |
| 実質収支 C－D        | 166,028   | 397,424   | 243,032   |
| 財政力指数           | 0.13      | 0.36      | 0.39      |
| 公債費負担比率         | 11.5      | 11.5      | 15.5      |
| 実質公債費比率         | 9.5       | 5.5       | 7.2       |
| 起債制限比率          | —         | —         | —         |
| 経常収支比率          | 87.6      | 86.9      | 87.8      |
| 将来負担比率          | —         | —         | —         |
| 地方債現在高          | 2,808,755 | 4,334,676 | 4,768,855 |

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

| 区分                    | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|-----------------------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 市町村道 改良率(%)           | 40.0    | 33.4   | 63.1    | 87.5    | 88.0   |
| 舗装率(%)                | 33.3    | 68.2   | 87.9    | 87.5    | 88.0   |
| 農道延長(m)               | 53,610  | 57,291 | 52,900  | 36,015  | 39,881 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)       | 92.8    | 94.2   | 87.1    | —       | —      |
| 林道延長(m)               | 1,350   | 24,004 | 24,557  | 25,824  | 25,824 |
| 林野1ha当たり林道延長(m)       | 0.3     | 5.0    | 5.0     | 5.4     | 5.3    |
| 水道普及率 (%)             | 93.7    | 97.8   | 99.5    | 99.9    | 99.9   |
| 水洗化率 (%)              | 45.5    | 49.0   | 76.7    | 91.9    | 98.6   |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 1.7     | 0      | 0       | 0       | 0      |

#### （４）地域の持続的発展の基本方針

本村の振興については、過去の過疎計画に基づき諸施策が講じられ、村道・農道・林道等の道路網の整備を始め、農林水産業の基盤整備、生活環境の整備、医療・福祉施設の整備、教育施設の整備等、社会資本を中心に各方面にわたり相当な成果を上げてきた。しかしながら、依然として若年層を中心に流出は続いており、超高齢社会となっている。産業は、農業を始めとする第一次産業や製造業、観光関連産業等は総じて立ち後れ、雇用情勢は依然として厳しい。

今後も人口減少が見込まれる中において、「人材をもって資源となす」の村是の元、将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現していくため、すべての人が豊かで快適に暮らせることを願い、令和3年3月に「大宜味村第5次総合計画」を策定。SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の理念に基づき、産業の振興、生活基盤の確保、医療や福祉、教育の充実など、SDGsの17のゴール・169のターゲットに資するように取り組んでいくこととし、「大宜味村第5次総合計画」で掲げている次の4つの基本目標を基に、行政と村民の協働により活力あるむらづくりを目指す。

##### ①豊かな自然が生み出す活力ある村づくり

・「農林水産業」「商工業」「観光業」を積極的に振興し、森林や河川等貴重な自然を保全しつつ、雇用の確保・創出に向けた各種事業を推進する。

##### ②健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり

・「健康福祉の村づくり」「子育て環境の充実」「障がい者（児）福祉の充実」「高齢者福祉の充実」「保健医療施策の充実」「国民健康保険の充実」を振興し、少子化・人口減少が加速化する昨今、地域全体で子育て支援に取り組める村づくりを推進する。

##### ③歴史に学ぶ人を育む文化の村づくり

・「学校教育」「生涯学習」「スポーツレクリエーション」「地域文化」について、こども園においては園児一人一人に発達の特性に合った個性を大切にする幼児教育を、義務教育においては「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む環境を、生涯学習においては村民のニーズに対応した各種講座・イベントの実施及び伝統文化の継承について振興を図っていく。

##### ④安全・安心な住みよい村づくり

・村民のライフラインとなる道路・水道等各種公共施設において長寿命化に基づく計画的な整備改修を行いながら、人口増に向けた定住促進事業の検討、情報化社会に対応した通信環境の整備等きめ細やかな対策を推進する。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本計画の計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を定める。

### 基本目標①

| 指標            | 現状（R3.2月現在）       | 目標（5年間で）            |
|---------------|-------------------|---------------------|
| 社会増減（転入 - 転出） | - 61 人（2015～19 年） | + 250 人（年 50 人×5 年） |

### 基本目標②

| 指標  | 現状（R3.2月現在）      | 目標（5年間で） |
|-----|------------------|----------|
| 出生数 | 100 人（2015～19 年） | 150 人    |

### 基本目標③

| 指標            | 現状（R3.2月現在） | 目標（5年間で） |
|---------------|-------------|----------|
| 空き家を活用した移住・定住 | 0 人         | 50 人     |

### 基本目標④

| 指標         | 現状（R3.2月現在） | 目標（5年間で） |
|------------|-------------|----------|
| 民間アパート新設戸数 | 57 戸        | 40 戸     |

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

最終年度に外部有識者等の参画による効果検証を行う。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっている。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本村においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが今後予測される。さらに厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことも見込まれる。

これらの現状を踏まえて、公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を目指し、「大宜味村公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」を策定。本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

①本村では、これまで結の浜及び江洲地区に79区画の分譲地が整備され、現時点で58戸の住宅建築が行われ、移住・定住の促進が図られてきた。また、結の浜に民間アパートの建設が行われ、現時点で57戸の入居があり、平成28年度より小中学校が移設・統合された結の浜の地が、本村の中心的役割を持つ地域として形成されつつある。その反面、各地区の人口推移に目を向けると、一極集中型の人口増となっており、地域間の人口バランスが崩れている傾向となっている。

②公共交通機関等の不足により村内外への移動が不便であることで、利便性を求めて村外への流出が後を絶たない状況で人口減少の要因となっていると思われる。

③各集落に多数の空き家、空き地が存在しており、相続・風習といった要因により対策が進行できない状況となっている。

④本村は、健康長寿村として世界的にも知名度が有り、生活スタイルを学びに取材や調査、プログラム体験など多くの交流が行われてきた。その活動から友好都市の関係を持つ国内の自治体との交流が行われてきたが、物理的な移動手段への負担が大きいことなどにより、様々な交流の実施が困難な状況である。

⑤世界自然遺産地域として保全を第一に、やんばる国立公園として保全と活用の両立を目指した村ぐるみによる取り組みの強化が求められる。

⑥過去に生活の地を求めて南米に移民された村出身者との関係が希薄化していることや移民せざるを得なかった歴史的背景の記憶が徐々に失われつつあり、今一度、つながりを見つめなおす必要がある。

### (その対策)

・各集落に多数存在する空き家や空き地を有効活用し、各地域にバランスよく社会移動が図れるよう、積極的に不在地主対策や用地確保に向けた取り組みが必要となる。

#### (①・③)

・村民の利便性の向上と来訪者への交通手段の確保のため、コミュニティバスや移動支援サービスなど地域経済循環のシステムと併合した取り組みの充実を図る。(①・②)

・Uターンや移住希望者への受け入れのための住宅施設用地の整備を行い宅地として分譲し、移住・定住の促進を図る。(①・③)

・空き家、空き地の更なる実態調査及び不在地主対策や用地確保を検討し、空き家や空き地の有効利活用を図る。(①・③)

・地域間交流の促進のため、過疎地域の地理的不利性を克服し、新たな視点に立った情報の把握、住民の意欲の向上及び人的ネットワークの形成を図る。(④・⑤・⑥)

・現在、友好都市の関係を持つ自治体を中心に相互に訪問するなど、見聞を深めると共に郷土意識の高揚を図る目的での児童交流をさらに発展させ、生活習慣や文化・風土の

異なる国や地域との交流を進める。(④・⑥)

・世界自然遺産登録をきっかけとして国内外からの観光客をはじめ、本村を訪れる人たちを村民の誰もが温かく迎え入れられるよう、観光関係団体と連携し、観光客誘致に向けた取り組みを充実して村民意識の向上を図る。(②・④・⑤)

・地域資源を活かした滞在型観光を確立し、修学旅行生等を民間世帯が受け入れる民泊事業などを今後とも推進し、交流人口の増加を図る。(④・⑤)

・本村の地域コミュニティ、村づくりなどに関わる人たちや、産・官・学・金の連携による取り組みについて、企業版ふるさと納税を活用し、村づくりを応援する関係人口の増加を図る。(①～⑤)

・南米へ移住した村出身者の子弟を選抜し、様々な技術や文化交流を目的とした研修を実施し、国際親善を深める。(⑥)

| 目標指標                                 | 現状（R3.2月現在）   | 目標（5年間で） |
|--------------------------------------|---------------|----------|
| 村民アンケート「住宅地整備、空き家対策・有効活用の推進」への満足度の割合 | 21.4%（2020年度） | 35.0%    |

## （２） 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名)                             | 事業内容                                                                  | 事業<br>主体              | 備考 |
|---------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 1 移住・定住・<br>地域間交流の促進、人材育成 | (1)移住・定住                                 | 定住促進空き家活用事業<br>宅地分譲等整備事業                                              | 村<br>村                |    |
|                           | (2)地域間交流                                 | 交流拠点施設整備事業                                                            | 村                     |    |
|                           | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>・移住・定住<br><br>・地域間交流 | 地域おこし協力隊事業<br>集落支援員配置事業<br>空き家空き地等対策協議会負担金<br>友好都市交流事業<br>南米移住者子弟研修事業 | 村<br>村<br>村<br>村<br>村 |    |

## （３） 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

### 3 産業の振興

#### 1) 農業の振興

##### (1) 現況と問題点

①シークワサー等の柑橘類、マンゴー、さとうきびや野菜など、多様な農作物が生産されており、農業振興のために、生産基盤の整備が進められてきたが、農業従事者の高齢化に伴い、耕作放棄地の増加がみられる。そのため、耕作放棄地の発生防止や再生利用に向けた取り組みを推進する必要がある。また、耕作地を開拓する際には、現在も河川への赤土流出が問題となっているため、耕作の推進と共に赤土対策についても重点的に行う必要がある。

②年々、農業従業者は減少傾向となっており、従業者の高齢化や後継者不足などもみられ、担い手の育成支援や新規就農者の受入体制などの取り組みにより、農業従業者の増加を促進する必要がある。

③畜産業は、養豚を中心に飼育されており、北部地域でも上位の飼養頭羽数である。しかし、新規養豚業者の参入については臭気問題に絡み、周辺住民への同意を取ることにについて困難な状況が続いている。

④沖縄県でも豚熱など各種法定伝染病が発生しており、家畜防疫への認識による感染リスク低減が課題となっている。

⑤野生生物から受ける農作物への被害を軽減するため、耕作地周辺へ侵入防止柵の設置等対策を講ずる必要がある。

##### (その対策)

- ・引き続き赤土等流出防止対策を行いながら、既存優良農地の維持・増進、農道や排水路・灌漑施設等の追加整備、既存の農業基盤や沈砂地・砂防ダム等の関連基盤の適正管理等を推進する。(①)

- ・基幹作物であるシークワサー・さとうきび・パインアップルの品質の向上、安定生産に取り組んでいくとともに、近代化農業へ対応した機械化やスマート農業の導入による、経営型農業の確立を図る。(①)

- ・意欲ある農業担い手の育成に努め、農用地の利用集積による安定的な農業経営の確立を図り、経営型農業を推進する。(②)

- ・今後とも優良畜種の導入と飼育管理技術の向上改善を図り畜産経営の安定化を図る。

また、家畜の疾病対策に努めるとともに飼育農家の育成を図る。(③・④)

- ・優良品種の導入を促進しブランド化を推進するとともに、各種産業と連携した特産品の開発、グリーンツーリズムの展開を図る。

- ・猪やカラス等野生生物による農作物への被害が深刻な問題となっている。被害防止の対策を行うことで、安定的な生産・農業経営に繋がる。(⑤)

#### 2) 林業の振興

##### (1) 現況と問題点

①本村の林業従事者は減少が進んできたが、特用林産物の栽培を行う組織経営体ができ、林業従事者の数が少し回復傾向に転じている。今後とも主に県内需要が見込まれるシイタケなどきのこ類・木炭・木工芸用材などの生産拡大を図ることが望まれており、森林の持続可能な保全策と並行しながら、新植・保育・伐採と循環型の造林事業の構築を目指す必要がある。

②世界自然遺産登録が実現したことから、観光産業と連携した森林ツーリズム関連産業の計画的な育成とともに、森林の公益的機能の保全・充実が求められる。

#### **（その対策）**

- ・国立公園関係機関と調整しながら保育・育成天然林整備、樹林整備事業を推進し、緑豊かな環境づくりを目指すとともに、今後とも松くい虫の根絶と有用松の育成を図り、村土・山林の保全に努める。（①・②）

- ・森林レクリエーション需要に対応するため、森林ツーリズム全般の体制構築に努める。（①・②）

- ・林産基盤としての豊かな森林を後世に引き継ぐために、公益機能の保全・維持、森林レクリエーション需要との調和に十分留意しつつ、計画的な森林整備を目指す。

（①・②）

### **3）水産業の振興**

#### **（１）現況と問題点**

①本村の水産業は、沿岸漁業と養殖漁業が中心であるが、旧来より純農村地域のため漁業従事者は少なく、高齢化が進行しており、そのため、漁業者の維持・増加を図るとともに、引き続き新規養殖事業の支援が求められる。

②海面漁業が減少しているため立て直しを行いつつ、さらなる海面養殖業を振興し、経営の安定化を図ることが最大の課題である。

③漁港施設機能の老朽化状況を調査し、機能診断による長寿命化対策のほか漁港内静隠度の改善や漁船の大型化に対応した係留施設の整備等を推進する必要がある。

④本村の魅力ある海を活かした体験型観光（ブルーツーリズム）の推進も望まれる。

#### **（その対策）**

- ・補助事業を活用して、漁港の環境整備・充実、老朽化施設の改修・更新、陸上機能施設の充実強化を図り、漁業基盤の老朽化対策・長寿命化を推進する。（①・③）

- ・養殖漁業の拠点産地化を推進することにより、生産技術、経営指導及び生産、出荷体制の整備を行い、産地ブランドの確立により漁業経営の安定向上、新たな雇用の創出を図る。（①・②）

- ・村内の学校・観光関連事業者等と連携しブルーツーリズム事業の拡充を図り、産業として育てつつ海が好きな新規就労者の転入・雇用を促す。（④）

- ・漁業組合の他の水産業振興組織の組織力を向上させ、関連する村内外の団体等とのネ

ットワークを強化し、水産業を振興するための直接・間接的な環境を整備する。（①）

#### 4) 商工業の振興

##### (1) 現況と問題点

①令和元年2月に旧大宜味中学校跡地に「やんばるの森ビジターセンター」の整備が完了し、施設内に道の駅機能が移設され、村内をはじめ、北部地域の農畜水産物や特産品等を販売する直売所、レストランやパーラー、やんばるの自然を知ってもらう映像ホール及び観光案内所が開業している。村内では、古くから各集落に共同売店が立地してきたが、購買人口の減少等の影響から休業・廃業が次第に増えてきているが、国道58号線沿いに立地するコンビニや飲食店・雑貨店等は、村民・村内労働者及び通過型の購買需要に対応している。また、村内の工業は、シークッカー加工、泡盛製造、芭蕉布織、陶芸、木工芸等のいわゆる地場産業と呼ばれる製造業によって成り立っているが、いずれも小規模である。平成25年7月には結の浜に企業支援賃貸工場を整備し、2事業者が事業を展開している。また、旧小学校跡地を活用し、事業者の募集・決定・運用開始が行われた。やんばるの森ビジターセンターの運営については、三村の特産品を中心とした、物流の拠点施設として安定的かつ持続的な活用を行っていく必要がある。

②村内には村有財産が多く存在しており、企業から活用可能な土地について問い合わせがあるが、インフラ環境の充実が必要である。

③各地区の共同売店は、地域住民の交流機能に加え、買い物が困難な高齢者等が日常品を購入する上で重要であり、存続に向けた対策を講じる。また、売店や公民館等を活用した地域交流イベントを支援し、地域の活性化を図る必要がある。

④村内企業については、小規模自治体でも実現可能な商業振興の先駆的な事例等の情報を共有することが望まれている。また、特産品など商品販売にあたり、マーケティングデータに基づいたプロモーションやブランディングが不十分なことから、今後、商工会と連携して、産地ブランディングや商品デザイン等の販売戦略の強化が必要である。

⑤製造業、工房等の一部を除き小規模零細経営であり、事業承継に課題を抱えている。製造業に関しては、脆弱な経営基盤を改善するとともに、食品加工業、バイオマス産業等の1.5次産業への取組等による業種拡大を図る必要がある。

⑥芭蕉布事業協同組合及び保存会が高齢化により後継者育成が急務となっていることや、既存の芭蕉布会館が観光施設としての機能が弱くPRも不十分である。また、陶芸や木工品等の基盤や助成制度の整備を行い、持続可能な産業に向け支援を図る。

##### (その対策)

・地域内の商業が維持発展し、後継者が安定して経営を行えるように、商業・サービス業に関わる既存の経営資源をより魅力あるものへ磨き上げていく。（①・④）

・地域振興券、割引クーポン券等の発行を行い、地域経済循環の向上を図る。（③）

・金融機関による中小・零細企業への融資が充実するよう、国・県の制度活用に対応で

きる体制を整え、経営力や資金調達能力の強化を支援する。（⑤）

- ・新規の商業・サービス業等の定着及び雇用促進を図るため、新規起業家への創業支援を進める。（⑤）

- ・本村における中心的商業サービス施設の不足に対処するため、村有財産を有効活用し、商業拠点地区の形成及び村民の買物利便性の高い商業店舗の誘致に向け検討を行う。（②）

- ・第1次産業との連携を図り特産品の開発を促進するとともに、村・企業が一体となった製造販売体制を確立する。そのため、商品化にあたっては、専門家による講習会の開催や技術やデザイン等の指導ができるよう支援する。また、国や県の制度・資金の活用を図りながら、村と企業が連携して販売力を高め、製造から販売までの一貫体制を確立する。（④）

- ・工芸品の販売強化に向けた側面支援を行うとともに、「工芸村づくり」を推進することにより、観光面での活用、担い手の村内定着につなげるよう誘導を図る。（⑥）

- ・喜如嘉の芭蕉布を中心とした工芸振興施設整備の検討を行い、工芸品（泡盛含む）の展示販売機能に体験学習機能も加えた観光一体型施設としての整備を目指す。（⑥）

- ・国指定文化財の喜如嘉の芭蕉布に関して、現在の価値を維持向上に努めるために後継者育成に向けた取組を行うとともに、工芸全般に関しては持続可能な産業としての基盤や助成制度を整備し、工芸人材の育成や家族としての転入を促進する。（⑥）

- ・本村の優れた自然環境を活用可能な産業（水活用産業、バイオマス産業、観光産業、健康医療産業等）の誘致・導入を促進するため、誘致に伴う雇用だけでなく、居住や子育て等の受け入れ条件の整備を図る。（②・⑤）

- ・空き家空き地、公有財産等の有効活用による企業誘致策を検討する。（②）

- ・地域が主体となる各種イベントについて、交流機会創出の観点から支援を行い、地域間交流の促進を図る。（③）

## 5) 観光の振興

### (1) 現況と問題点

①本村では平南川の上流に位置するター滝をはじめ、沖縄県観光名所に指定された塩屋湾、喜如嘉の芭蕉布会館、大保ダムなどが観光拠点となっている。近年はその拠点における機能拡充や周辺整備として、ター滝駐車場の整備、大保ダムにおける浮棧橋の整備、さらにやんばるの森ビジターセンターの整備等を行ってきた。また、本村には恵まれた自然、独特な文化・歴史・芸能・祭り等があり、平成21年度に策定した「大宜味村

観光振興基本計画」を令和2年度に改訂を行うとともに、村の観光振興の取り組みを具現化していく団体として、令和元年度に村の指導により「一般社団法人大宜味村観光協会」が設立された。これまで整備してきた施設を活用しつつ、新たな観光拠点施設の整備を行い、世界自然遺産登録に伴う観光客増加へ対応できる施設整備を行う。

②近年の観光客のニーズと観光行動は多様化が進んでおり、地域住民とのふれあい、地元につながる伝統文化や暮らしなどを体験することにより地域の魅力を感じ取る体験型観光へ移行している。そのため本村においては農家民泊を推進しており、民宿が数軒立地していることに加えて、令和元年度時点で農家民泊の受入れ農家は38軒を数え、8,708名の修学旅行生を中心とした受入れ数になっている。

③本村には民宿や農家民泊など、小規模宿泊施設は有しているが、ホテルなど大型の宿泊施設がなく、自然環境や景観に配慮したホテル等の誘致が目指される。民間事業者発案のイベントが実施されており、こうした官民連携の流れに沿って、観光関連のイベント等との協働もさらに進めていく必要がある。

④国立公園指定を機に「やんばる3村森林ツーリズム認定ガイド制度」を設け、本村からも複数名登録されている。自然資源を活用したエコツーリズムの実践を進めていくためには、さらなるガイド育成に加え、総合的な観光人材育成や観光協会のマネジメント力向上、観光関連事業者や団体間の協力・連携を進める必要がある。

#### （その対策）

- ・村観光協会、村生物多様性センター運営協議会など観光推進体制の構築が進み、今後はこれらの組織を中心に、村内における観光事業者やエコツーリズム関係者等の連携を図る。（④）

- ・令和元年度に村観光協会が設立され、推進体制の基盤が構築されているため、当面は村観光協会の組織充実への支援を図る。（①・④）

- ・観光は総合産業であり、観光を核として村産業が同方向に向かって行動することが重要であるため、行政主導で「おおぎみツーリズム推進協議会」の機能充実を図り、そこに関わる関連団体や他産業の関連団体との連携を強化する。（①・④）

- ・「大宜味村エコツーリズム推進地域全体構想」に基づく人材育成の方針及び「やんばる3村森林ツーリズム認定ガイド制度」を活用し、ガイド人材を増加・多様化させ、様々な対応が可能となるような仕組を構築する。（④）

- ・本村の豊かな自然環境や文化財・伝統芸能などを活かした魅力ある観光地の形成を目指し、観光客受入れのための基盤施設の整備に引き続き取り組む。

- ・国立公園に指定されているため、環境配慮型施設として方針を見直しつつ、エコツー

リズムをはじめとする体験学習など大宜味村独自の体験滞在型観光の振興を図る拠点施設の整備を目指す。(④)

- ・結の浜に海浜整備を行い、ホテル誘致活動を推進し、村内人材の雇用促進策及びホテルが立地したときの地域経済循環システムの構築などに努める。(③・④)

- ・世界自然遺産登録により県内・県外だけではなく、海外からも自然を求めて来訪する観光客の来訪が見込まれるため、森林資源を活用したフィールドの多様化とそれによる負荷の分散、自然体験プログラムの開発等を支援する。(④)

- ・国や沖縄県、近隣自治体と連携して、本村の豊かな自然環境を観光に活用するためのガイドラインやマニュアル、ルール等を作成してその保全・活用を図り、それをマネジメントできる人材の育成を支援する。(②・④)

- ・村内における自然環境の調査・情報整理を進め、エコツーリズム推進法に則った運用のための普及啓発を強化する。また、個別拠点に関するガイドラインの作成について検討する。(④)

- ・民間主体の保全活動が持続できるように支援するとともに、活動への村民参加の意識高揚を図り、活動の拡大に取り組む。(①～④)

- ・環境教育が実施できる人材の育成及び村内外の専門機関との連携強化、役場職員の資質向上等を図る。また、市町村界をまたいだ広域ルートと共通ルールを開発し普及啓発すべく、関係機関との調整を進める。(④)

## 6) その他(塩屋湾の整備)

### (1) 現況と問題点

①塩屋湾は、県管理の地方港湾として指定されている。静穏で風光明媚な環境に囲まれた特性を生かし、湾内における船溜まり場の整備や塩屋湾周辺を一周できる遊歩道の整備、スポーツツーリズムなどが可能となる受入れ施設整備等が求められていることから、管理者である県及び国と連携しながら塩屋湾利活用整備計画の策定を行う必要がある。

### (その対策)

- ・塩屋湾は、新沖縄八景にも指定されている景勝地であり、また、牡蠣養殖のゆかりの地として知られている。また、宮城島から白浜半崎においては歴史文化的に重要な価値を有しており、観光振興のための散策道等の整備を行う上で必要な地域である。塩屋湾のこうした優れた条件を活かすため、本村の観光拠点整備として船溜まり場の整備を行い、カヌー体験やサイクリングコースの設置等により体験型観光の推進を行う。(①)

| 数値目標                | 現状値                    | 目標値                    | 備考 |
|---------------------|------------------------|------------------------|----|
| 農業村内総生産             | 1,434 百万円<br>(2017 年度) | 1,443 百万円<br>(2025 年度) |    |
| 林業村内総生産             | 6 百万円<br>(2017 年度)     | 8 百万円<br>(2025 年度)     |    |
| 漁業村内総生産             | 5 百万円<br>(2017 年度)     | 9 百万円<br>(2025 年度)     |    |
| 第 2 次・3 次産業の就業人口の合計 | 1,010 人<br>(2015 年)    | 1,080 人<br>(2025 年)    |    |
| 観光入込客数              | 129 千人<br>(2019 年度)    | 240 千人<br>(2025 年度)    |    |

## (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）                      | 事業内容                                                                                   | 事業主体                             | 備考 |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|
| 2 産業の振興   | (1) 基盤整備<br>・ 農 業             | 農地耕作条件改善事業<br>水質保全対策事業（県営）<br>農業基盤整備事業（県営）<br>農業基盤整備事業<br>農業農村整備事業（県営）<br>農業農村整備事業（村営） | 村<br>沖縄県<br>沖縄県<br>村<br>沖縄県<br>村 |    |
|           | ・ 林 業                         | 森林整備保全事業                                                                               | 村                                |    |
|           | (2) 漁港施設                      | 水産物供給基盤機能保全事業<br>漁港機能増進事業<br>地域水産物供給基盤整備事業                                             | 村<br>村<br>村                      |    |
|           | (7) 商業<br>・ 共同利用施設            | 活性化センター機能強化整備事業                                                                        | 村                                |    |
|           | (9) 観光又はレクリエーション              | 結の浜海浜公園整備事業<br>大宜味村観光基盤整備事業<br>平南川ター滝周辺活用整備事業<br>やんばるの森ビジターセンター周辺<br>利活用整備事業           | 村<br>村<br>村<br>村                 |    |
|           | (10) 過疎地域持続的発展特別事業<br>・ 第1次産業 | 赤土等流出防止営農対策促進事業<br>農業振興補助金<br>鳥獣被害防止対策事業                                               | 村<br>村<br>村                      |    |

|         |             |                    |     |  |
|---------|-------------|--------------------|-----|--|
| 2 産業の振興 | ・ 商工業・6次産業化 | シークワサー振興補助金        | 村   |  |
|         |             | シークワサー産地振興協議会補助金   | 村   |  |
|         |             | 水産業奨励補助金           | 村   |  |
|         |             | 水産業・漁村の多面的機能発揮対策事業 | 村   |  |
|         |             | 集落支援員配置事業          | 村   |  |
|         |             | 地域イベント支援事業         | 村   |  |
|         |             | 地域経済活性化支援事業        | 村   |  |
|         |             | 工芸人材への助成事業         | 村   |  |
|         |             | ビジターセンター運営委託事業     | 村   |  |
|         |             | 集落支援員配置事業          | 村   |  |
|         | ・ 観光        | 大宜味村観光協会運営事業       | 村   |  |
|         |             | 大宜味村エコツーリズム推進事業    | 村   |  |
|         |             | 景観向上の為の美化活動事業      | 村   |  |
|         |             | 世界自然遺産地域活性化推進事業    | 村   |  |
|         |             | 大宜味村観光基盤推進事業       | 村   |  |
|         |             | 企業誘致               | 村   |  |
|         |             | 企業立地促進事業           | 村   |  |
|         |             | (11)その他            | 村   |  |
|         |             | 塩屋湾周辺観光拠点施設整備事業    | 村   |  |
|         |             |                    | 沖縄県 |  |

### (3) 産業振興促進事項

#### i 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進<br>区域 | 業種                             | 計画期間                   | 備考 |
|--------------|--------------------------------|------------------------|----|
| 大宜味村全域       | 製造業、情報サービス業等、<br>農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～<br>令和8年3月31日 |    |

#### ii 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「1. 現況と問題点、その対策及び(2)計画」のとおり

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

①本村は都市部から遠隔地にあるため、これまではテレビ・ラジオ・携帯電話等の受信状態が悪く難視聴状態にあったが、テレビ・ラジオについては中継局、携帯電話については通信エリアが拡大してアンテナが設置されるなど、一部難視聴地域は残るものの解消されつつある。

②インターネット環境については、令和2年度に沖縄県と共同で実施した「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」により、民間事業者による通信サービスが開始されたことから、大宜味BBサービスを終了させ、通信環境の良好な改善に至っている。今後も民間事業者及び北部広域市町村圏事務組合と連携してネット環境の整備を推進する必要がある。

③小中学校へのパソコン・タブレットの導入や、情報化教育担当職員の配置等の取組も行われている。

④一部家庭（江洲、押川、津波、大宜味、大兼久、上原集落）や各公民館に防災行政無線施設を設置しているが、強風雨時等には必要な災害情報や行政情報等の伝達が困難な状況にある。これまでも無線・デジタル化の整備を行ってきたが、山間部における一部地域において電波が入らないところがあり、対応が必要である。そのほか、防災情報や連絡事項を周知するための各行政区などに設置されている掲示板が老朽化していることや、結の浜地区や江洲地区の定住地に掲示板が整備されていないため、改修や新設による整備が必要である。

### (その対策)

・災害に強く、平時においても観光客や外国人の情報収集環境や村民の教育環境の充実を図るため、主要な公共施設に地域活性化のツールとしても有効な公衆無線LAN

(Wi-Fi)の整備を促進する。並行して劣化した既存イントラネットワークの改修・撤去を行う。(②・④)

・既存防災行政無線のデジタル化や中継局、支局の整備拡充を図ってきた中で、新たな整備を検討するとともに、防災行政無線中継局及び子局の増設・機能拡充、戸別受信機の導入のための補助購入制度の整備やインターネットサービスを活用した防災情報発信の拡充を促進する。そのほか、老朽化した掲示板、掲示板がないコミュニティへの新設を実施する。(④)

### (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名（施設名）             | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|----------------------|------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 |      |      |    |

|             |                              |                                       |                       |  |
|-------------|------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|--|
| 3 地域における情報化 | ・ブロードバンド施設<br>・その他の情報化のための施設 | 既存イントラNW一部撤去事業<br>WiFi整備事業<br>掲示板整備事業 | 村<br>村<br>村           |  |
|             | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>・情報化    | 大宜味村イントラネット運営事業<br>北部広域ネットワーク運営負担金    | 村<br>北部広域市町<br>村圏事務組合 |  |

### (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### 1) 道路・交通体系

#### (1) 現況と問題点

①本村の道路網は、国道・県道・村道・農道・林道等によって構成されている。道路整備状況は次表に示すとおりで、国道や県道等の幹線道路の整備は、ほぼ完了しており部分的な改良が一部残っているのみである。

②低地から段丘面への移動、段丘面内での移動に不便が生じており、今後、整備が必要な路線が残されているため、これまで同様計画的な整備の継続が必要である。

③道路・橋梁においては個別の長寿命化計画に基づき、計画的な改修・修繕等を行っていく必要がある。

④道路緑化やバリアフリー化推進、歩道設置の事業を含めた道路環境の改善に向けた検討を進める必要がある。

#### (その対策)

・国道、県道（主要地方道）については、道路の整備等広域幹線道路と村道とのネットワーク化を促進する。特に災害等の非常時への対処、観光振興及び産業振興に寄与する幹線村道等の整備検討を行う。(①)

・関係先との調整及び予算の確保に努め、村内の行き止まり道路、狭隘道路の解消を図り、集落内雨水排水路の整備を図る。特に、段丘面内の移動の利便性向上、円滑化を進める。(②)

・道路環境の改善を図るため道路緑化及びバリアフリー化を推進するとともに、通学路の歩道設置を推進する。また、地域、行政、関係機関が連携し沿道景観の向上を促進する。(②・③)

・道路橋梁においては、長寿命化修繕計画策定に伴い、事後的な修繕及び改修ではなく、予防的な対策がとれるよう計画的な保全措置を講じ、老朽化した道路施設の長寿命化対策を行う。(②・③)

・デマンドバスの観光利用など、公共交通の機能拡充について検討する。(①)

#### (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名（施設名）              | 事業内容             | 事業主体   | 備考 |
|-----------------------|-----------------------|------------------|--------|----|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1)市町村道<br>・道路<br>・橋梁 | 道路整備事業<br>橋梁整備事業 | 村<br>村 |    |

#### (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 6 生活環境の整備

### 1) 水道の整備

#### (1) 現況と問題点

①本村の簡易水道事業は昭和56年度に事業認可（給水人口2,680人、1日最大給水量1,052m<sup>3</sup>）を受け、昭和58年から村営簡易水道の供用を開始した。その後、3回にわたる事業変更認可を経て、現在では計画給水人口4,200人、1日最大給水量2,000m<sup>3</sup>まで事業規模を拡大して村内一円の給水体制がほぼ完成し、すでに維持管理の時期に移行しており水質悪化や漏水等に対応した施設計画や配水施設の整備の拡充を図る必要がある。

②昭和56年度より整備されてきた簡易水道施設が老朽化してきており、漏水や設備の故障が多くなっている。長寿命化対策としての施設の更新や耐震化による安全な水の供給が必要とされる。また、地域開発の動向に対応し、関連事業との連携を図る必要がある。

※簡易水道事業の状況資料：建設環境課（日水協水道統計より）

|        | 給水人口<br>(人) | 年間給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 日給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 1人1日平均<br>給水量(ℓ) | 有収率   |
|--------|-------------|----------------------------|---------------------------|------------------|-------|
| 平成28年度 | 3,156       | 411,187                    | 1,127                     | 357              | 82.5% |
| 平成29年度 | 3,110       | 406,374                    | 1,113                     | 358              | 74.7% |
| 平成30年度 | 3,069       | 397,011                    | 1,088                     | 355              | 77.7% |
| 令和元年度  | 3,050       | 388,223                    | 1,064                     | 349              | 76.4% |

#### (その対策)

・水道水の安全供給を図るため、老朽管の更新を推進するとともに、良好な水質の維持管理を図る。また、地域開発の動向に対応し、関連事業との連携を図りつつ施設の整備を推進するとともに、長期的な展望を見据えた水道施設の整備に取り組む。(①・②)

・近年の有収率は70%台と低い状況である。今後は漏水調査の実施・対策により有収率の向上を図るとともに水資源の有効利用や漏水等の緊急時へ対応するため、村民に対して日常の様々な場面において、水資源の有効利用を促し節水意識の高揚に努める。

#### (①・②)

### 2) 下水道の整備

#### (1) 現況と問題点

①村内の生活雑排水や汚水の処理方法については、単独処理浄化槽や合併処理浄化槽における個別処理が主であるが、結の浜のみ施設の整備が行われ下水処理が行われている。

②本村のような過疎地域では、点在する集落間での下水道整備が難しい状況がある。また、下水道事業は、建設費やランニングコストを考えると財政面で非常に厳しいため、設

置者（個人）負担等の整備のあり方により計画を行う必要がある。

#### （その対策）

・海域等の公共水域の水質改善、快適な生活衛生環境を創出するために、関連事業等の連携を図りつつ生活雑排水や産業排水の処理システムを確立した公共下水道の整備を推進する。また、結の浜以外の地区においては、生活雑排水の処理施設を単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することを推進する。（①・②）

### 3） し尿・ごみ処理の推進

#### （１） 現況と問題点

①し尿処理は名護市衛生センターへ委託処理をしており、その処理量は年間約1,200kℓ（令和元年度）となっている。今後も名護市へ委託を行うにあたり名護市の施設老朽化及び統合による施設整備負担金を負担する。一方、今後は合併処理浄化施設の普及を進め、生活雑排水と一体となった処理を推進していく必要がある。

②平成18年度からやんばる美化センターが稼働し、平成28年7月より新たな焼却施設の供用が開始された。やんばる環境美化センターの運営費用は国頭村と東村とともに負担し、ごみの減量化に努めており、ごみ処理を図るため、収集から処理までの一連の業務を広域で実施している。ごみの運搬について、新たな運搬車両の導入を行い、より円滑に収集作業が出来るよう取り組む必要がある。また、ごみ処理施設の老朽化により、破損等が発生していることから、定期的な補修を行うことにより、効率的な施設運用を図る必要がある。

#### （その対策）

・既存集落地域については、単独浄化槽から合併処理浄化施設への移行を支援し、生活雑排水と一体となった処理による水質保全を推進するため、浄化槽設置への支援等を行う。（①）

・世界自然遺産地域・やんばる国立公園内でのごみの不法投棄対策は課題である。また、ごみのリサイクルに費用がかかるため、コストに見合ったリサイクルのあり方を検討する必要がある。また、ごみ処理施設内のごみ運搬車両を整備すると共に、ごみ処理施設の定期的な更新を行うことで、ごみ処理業務が円滑化し、機能強化が図られる。

#### （②）

### 4） 火葬場の整備

#### （１） 現況と問題

①本村が管理する「大宜味村火葬場」は、平成11年1月に供用開始しており、老朽化や設備機能の低下などの問題があり、故障した場合運用停止になるため、適切な設備機能の維持が必要となっていることから機能強化を図ることからも火葬炉の2機体制を検討する必要がある。また、葬祭場としての施設整備も地域から望まれており、火葬炉の増設と合わせた整備を検討する必要がある。

②火葬場の故障箇所の修繕を定期的に行い、設備機能の維持管理に努めた。令和元年度に「大宜味村火葬場駐車場増設工事」と「大宜味村火葬場駐車場転落防護柵設置工事」を実施し、駐車場を拡充した。

#### （その対策）

・火葬場の老朽化や設備機能の低下への対応として、改修や補修などを定期的に行うとともに、さらなる機能強化（火葬炉の２機体制）及び周辺環境整備を図る。また、総合葬祭場としての機能強化についても検討し、計画及び施設整備を行う。（①・②）

### ５） 消防・防災・防犯・交通安全の推進

#### （１） 現況と問題点

①やんばる3村（国頭村・大宜味村・東村）からなる広域消防として、国頭地区行政事務組合が組織され、本村に消防本部がおかれ消防・防災体制は整いつつある。

②救急医療体制の整っている県立北部病院のある名護市までは遠距離にあることから、高規格救急車などの配置や救急救命士の確保が望まれている。

③自然災害想定地域の対策強化のため、平成28～29年度には防災監視カメラ6台を設置し、平成30年度には旧塩屋小学校の防災監視カメラの更新を行った。また、新たな住宅地を含む結の浜地区における避難路・避難所整備を実施した。

④村内においては消防困難地の解消を図るとともに、消防団員の確保に努め地域防災意識を高め、消防力の向上を図る必要がある。地震・津波・土砂災害を想定した避難訓練を毎年実施しているが、消火訓練が未実施となっている。

⑤平成25年度に策定した「大宜味村地域防災計画」の見直し及び防災マップの作成が必要である。

⑥村内には依然として幅員が狭く、急カーブ地点が多数あることから、きめ細かな交通安全対策を講じる必要がある。飲酒運転についても「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、村及び村民、事業者が一体となって飲酒運転の根絶を図り、飲酒運転のない安全で安心な村民生活を実現するために、なお一層取り組む必要がある。

#### （その対策）

・村民の防火意識の高揚を図るため、消防機関との連携を強化し、消火訓練・避難訓練の実施を図る。また、消防活動を妨げる恐れのある道路等の整備を推進するとともに、集落内住宅の不燃化対策、地域防火施設の充実等を促進する。（④）

・国頭地区行政事務組合の消防・救急における消防車両、機材、消防装備の整備拡充を図る。（②）

・「大宜味村地域防災計画」の見直しを図るとともに、自然災害が想定される地域における整備を推進する。また、災害時における円滑な避難を促すため、避難路・避難場所の標示及び整備を進め、地域全体の防災意識を高めるため関係機関との連携による避難訓練等を実施する。（⑤）

・幹線道路・集落道路の危険箇所におけるガードレール等の交通安全施設の整備を促進

するとともに、運転者・歩行者双方の交通安全意識を高めるため交通安全思想の普及・啓発に努める。(⑤)

- ・警察署及び防犯協会・自治会等の関係機関と調整を進め、地域防犯体制を確立する。

また、地域防犯施設についても整備が必要な箇所の検討及び整備を行う。(⑤)

- ・村内道路の危険雑木箇所を調査し、雑木伐採を行い観光道路の減災を推進する。また、避難所、避難順路の設置箇所を調査し表示板等の整備を行う。(③・⑤)

## 6) 住環境の整備・確保

### (1) 現況と問題点

①新たな住宅地である結の浜について、埋立申請時の分譲地 50 区画の用途を一部変更し、民間アパートの誘致を行った。空き家対策については、地域おこし協力隊を配置して空き家相談会を開催し、「空き家活用推進事業補助金」による空き家改修者への補助を行った。

②昭和 56 年度より村営住宅事業が始められ、平成 27 年度までに 11 団地 162 戸が建設されたが、老朽化に伴う修繕対策費用が年々増大しており、長寿命化計画に基づく計画的な建替・改修整備が必要となっている。

③結の浜の未売地の早期分譲を進めるとともに、村内の空き家・空き地を活用した新たな住宅地整備を推進していく必要がある。

### (その対策)

- ・令和 2 年度策定の長寿命化計画に基づき、村営住宅のリフォーム・建替え等の改修を推進する。(②)

- ・住宅需要に関する調査・計画を実施し、新たな宅地の整備、都市型住宅地としての結の浜の活用について検討する。民間活力（アパート）等の積極的な導入を図るとともに、空き家対策を推進する。(①)

- ・空き家、空き地の修繕や斡旋・集約等を主体的に取り組み協議会の設立を行い、「空き家活用推進事業補助金」の運用や課題について内容を見直ししながら支援強化を行う。

(①・③)

- ・空き家対策を担う地域おこし協力隊を集落支援員制度へ移行することを検討する。

(①)

## 7) その他

### (1) 現況と問題点

①本村には 2 級河川の大保川、田嘉里川などをはじめ大小 17 の河川が東シナ海に注いでおり、部分的には河川改修事業が行われ、村民の憩いや潤いをあたえる場として活用されている。今後、本来の河川生物が棲息する親水性のある整備を推進し、地域住民の憩いの場となる豊かな水辺環境を後世に引き継いでいく必要がある。

②村内全域の河川において、河口閉塞が慢性的におきており、河川の滞留により水質悪

化が懸念される。また、河川の流域を確保するため定期的な浚渫を行う必要がある。

③塩屋漁港海岸は、大宜味村字塩屋の塩屋漁港区域内に位置し、海岸保全施設として護岸が約780m設置されており、背後には住宅地域や旧学校施設がある。護岸の一部で塩害の影響を受け、ひび割れ等の老朽化が顕著に発生している。地域住民の生命の安全・財産の保全の観点から、護岸の機能を維持するため、早急な対策を行う必要がある。

#### （その対策）

- ・各種開発等による赤土等流出防止対策を推進するとともに、梅雨期等における開発行為や農地耕土の抑制を図る。（①）

- ・河川再生整備や河川周辺の緑化、河川法面の多自然型河川改修等を進め、親水性の高い水辺空間の創出を図る。（①）

- ・定期的に河川内の体積土砂を撤去等、水の流れを阻害する要因への対策を強化する。

また、河口閉塞の改善に向けて、導流堤等の抜本的対策方法の検討を行う。（②）

- ・海岸保全施設の計画的な老朽化対策を講じることで、施設機能の維持・向上を図り、資産や人命を防護すると共に長寿命化も踏まえたライフサイクルコストの縮減を図る（③）

## (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）                          | 事業内容                                                   | 事業主体                     | 備 考 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------|-----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設<br>・簡易水道                 | 簡易水道施設更新事業<br>簡易水道施設整備事業                               | 村<br>村                   |     |
|           | (2) 下水処理施設<br>・公共下水道<br>・地域し尿処理施設 | 特定環境保全公共下水道施設整備事業<br>し尿処理施設建設負担金                       | 村<br>名護市                 |     |
|           | (3) 廃棄物処理施設<br>・ごみ処理施設<br>・その他    | ごみ処理施設更新事業<br>車両購入負担金                                  | 国頭地区行政事務組合<br>国頭地区行政事務組合 |     |
|           | (4) 火葬場                           | 火葬炉増設事業<br>大宜味村営葬祭場整備事業                                | 村<br>村                   |     |
|           | (6) 公営住宅                          | 公営住宅等ストック総合改善事業<br>(屋外防水・外壁塗装・給水配管等)                   | 村                        |     |
|           | (8) その他                           | ふるさと河川環境再生・活用整備事業<br>導流堤整備事業<br>緊急浚渫推進事業<br>海岸保全施設整備事業 | 村<br>村<br>村<br>村         |     |

## (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 7 子育ての環境確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1) 健康福祉の村づくりの推進

#### (1) 現況と問題点

①本村では平成5年に「長寿日本一の村」を宣言し、長寿の里を内外に強くアピールしてきた。村民の健康福祉は、地域住民の連携によって成り立ち、住民同士のつながりや支え合いの強さが本村の特徴である。

②長寿日本一を取り戻すべく対策と行動が必要であるため、「がんじゅうおおぎみ」（令和元年度策定）に沿って、すべての住民が生涯を通じた心身の健康づくりの総合的な推進を図っていく必要がある。

③住民の地域福祉に関するニーズは多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まで、年齢や障がい等の有無に関わらず、住民の誰もが安心して充実した生活を送るためにきめ細やかな地域福祉サービスが求められている。

#### (その対策)

・住民の健康維持・増進や健康意識を高める取組を行うとともに、生活習慣の改善や生活習慣病の早期発見と重症化の予防、生涯を通じた健康づくり、健康を支え・守るための社会環境の整備に取り組む。(①・②)

・住民一人ひとりが家庭や地域社会の中で、年齢や障がいの有無にかかわらず、人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、行政のみならずそこに暮らす人々がお互いに思いやりの気持ちを持ち、支援を要する人を地域ネットワークで支えられるユイマールコミュニティの形成を図る。(③)

### 2) 子育て環境の充実

#### (1) 現況と問題点

①令和元年度には「第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今後は同計画に基づき学びの連続性が図られるよう質の高い教育・保育の提供及び特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対する支援の充実などが必要となっている。

②本村では児童数の減少が深刻な問題であり、安心して子どもを生み育てられるような施策を講じることが急務である。

③本村においても共働き世帯の増加や核家族化が進行し、保育ニーズは増大かつ多様化する傾向にある。子育て支援策として出産祝金の支給や不妊治療費助成等を行っているが、今後とも諸制度の積極的な活用を促進していくとともに、養育に関する相談業務等を拡充する必要がある。

④ひとり親家庭等が経済的に自立し、文化的な生活が享受できるよう、民生委員等との連携を密にしながら、引き続き物心両面から支援する必要がある。同時に、就業支援、

子育て・生活支援、養育費の確保など総合的な自立支援策を継続することも重要である。

#### （その対策）

- ・学びの連続性が図られる質の高い教育・保育サービスの提供充実に努めるとともに、特別な支援が必要な子ども及び保護者に対する支援の充実に取り組む。（①）

- ・子育て支援センターへ子育て支援員を配置し、小さな子どもを持つ親への情報提供や育児相談、交流事業を実施する。また、放課後児童クラブなど子どもたちの安全な居場所づくりや、交流の場づくりを推進し、児童の健全育成に資する生活環境の形成を推進する。（①）

- ・児童相談所や警察などの関係機関や地域の民生委員・児童委員などとの連携を強化し、虐待行為の早期発見に努める。（①）

- ・本村における子どもの貧困の実態を把握するとともに、子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や子ども居場所づくりの提供等必要な環境整備を行う。（①・②）

- ・安心して子どもを産み育てることができるよう、不妊治療費の助成、出産祝金制度、医療費無償化（高校生まで対象）など、多様なニーズに対応した子育て環境の充実を図る。（③）

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と社会的な自立のため、各種制度に基づく経済的支援及び就業支援を行うとともに、相談支援の充実に図る。（④）

### 3）高齢者福祉の充実

#### （1）現況と問題点

①本村は超高齢社会に突入しており、令和元年の 65 歳以上人口は 1,141 人（高齢者比率 37.4%）で平成 22 年以降漸増している一方、75 歳以上人口は 588 人と年々減少している。高齢者の孤立も進んでおり、独居老人の人口は 634 人（65 歳以上の単独世帯割合 55.6%）で、高齢者の半数以上は一人暮らしの状況である。介護保険受給者は合計 265 人であるが、常に介護が必要な状態の要介護度 4 は 57 人、要介護度 5 は 30 人となっている。今後は、長寿日本一を目指し、活力ある福祉の振興を図るため総合福祉センターの整備が必要である。

②令和 3 年の介護保険制度の改正に対応しつつ、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を目処に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が重要な課題となっている。地域包括支援センターを中心として各関係機関との連携のもと、医療・介護・予防・住まい・生活支援の充実に取り組んでいく必要がある。

※高齢者人口の推移（住民福祉課）各年 10 月 1 日現在

単位：人、%

|          | 人口    | 65 歳以上 |      | 75 歳以上 |      | 独居老人 |            |
|----------|-------|--------|------|--------|------|------|------------|
|          | 数     | 数      | 人口比率 | 数      | 人口比率 | 数    | 65 歳以上人口比率 |
| 平成 22 年度 | 3,369 | 1,040  | 30.9 | 702    | 20.8 | 326  | 31.3       |
| 平成 27 年度 | 3,195 | 1,040  | 32.6 | 615    | 19.2 | 314  | 30.2       |
| 令和元年度    | 3,049 | 1,141  | 37.4 | 588    | 19.3 | 634  | 55.6       |

#### （その対策）

・健康で長生きし、人生を謳歌できる「長寿の里」を具現化するため、本村の恵まれた自然、天恵の立地条件において、長寿日本一の名声を再度取り戻すための保健・福祉施策を推進し、多機能型の総合福祉センター整備を図る。（①・②）

・高齢者が介護を必要としない生活を送れるよう介護予防事業を推進する。介護を必要とする高齢者には、住み慣れた家、地域で安定した生活を送れるよう在宅福祉サービス及び在宅介護サービスの充実を図ると共に、生活に必要な買い物等の外出支援の拡充を図る。（①・②）

### 4） 障がい者（児）福祉の充実

#### （１） 現況と問題点

①本村の令和元年度における身体障害者手帳の所持者は 148 人、精神障害者保健福祉手帳保持者は 20 人であるが、高齢化ともあいまった障がい者（児）数の増加及び重度化・重複化が進んでいる。

②本村では、平成 28 年度に「第 3 期大宜味村障がい者（児）計画」、平成 29 年度に「大宜味村障がい福祉計画（第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障害児福祉計画）」を策定し、サービス受給者の自由選択に即した、適切で多岐にわたるサービスの提供を行っている。

③障がい者（児）が自立した生活を送るには、自分らしく安心して暮らすことができるようにライフステージごとにニーズ変化に合わせ、関係機関や地域が連携し、一貫した継続性のある支援体制づくりに努める必要がある。また、障がい者が地域社会の中で、自らの決定に基づき多様な地域生活を営むことができるように社会参加の支援を行う必要がある。

#### （その対策）

・障がい者（児）のライフステージごとにニーズ変化に合わせ、関係機関や地域が連携し、一貫した継続性のある支援体制づくりを推進する。（③）

・障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた取組を推進する。（③）

### 5） 保健の充実

#### （１） 現況と問題点

①村民の疾病予防対策については、村保健師・管理栄養士による各種健康診査をはじめ、休日健診、運動指導、健康相談、訪問指導等を実施している。保健事業全般については、母子保健推進員をはじめ、食生活推進員を配置し活動を展開している。

②村民の生活習慣病予防については、専門人材を確保し、特定保健指導及び重症化予防等により、きめ細やかな指導を行う必要がある。

※特定検診及び特定保健指導率の推移（住民福祉課）

単位：人、％

|          | 特定検診 |      |      | 特定保健指導 |      |      |
|----------|------|------|------|--------|------|------|
|          | 対象者数 | 受診者数 | 受診率  | 対象者数   | 受診者数 | 受診率  |
| 平成 27 年度 | 800  | 414  | 51.8 | 85     | 32   | 37.6 |
| 平成 28 年度 | 789  | 442  | 56.0 | 80     | 57   | 71.3 |
| 平成 29 年度 | 748  | 437  | 58.4 | 78     | 47   | 60.3 |
| 平成 30 年度 | 743  | 433  | 58.3 | 71     | 35   | 49.3 |

#### （その対策）

・疾病の予防、早期治療を促すため、住民検診等の各種検診や健康相談等を充実させるとともに、受診率向上に向け広報活動等を積極的に展開する。感染症に対する定期予防接種の接種率向上を図るとともに、保健所や関係機関と連携のもと結核等の感染予防の普及・啓発に努める。（①・②）

#### （２） 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分                     | 事業名（施設名）                   | 事業内容        | 事業主体 | 備 考 |
|-------------------------------|----------------------------|-------------|------|-----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (3) 高齢者福祉施設<br>・老人福祉センター   | 福祉拠点施設整備事業  | 村    |     |
|                               | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>・児童福祉 | 子育て支援事業     | 村    |     |
|                               | ・高齢者・障害者福祉                 | 高齢者等買い物支援事業 | 村    |     |
|                               |                            | 高齢者外出支援事業   | 村    |     |
|                               |                            | 集落支援員配置事業   | 村    |     |

#### （３） 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

①地域格差のない継続した医療提供体制を構築する必要がある。最新の医療サービスの提供のために、村立診療所及び歯科診療所の医療機器や患者輸送車両等をさらに充実させる必要があるほか、訪問診療（定期・臨時）・訪問看護の体制づくりが課題である。

②救急医療については、患者の輸送を国頭地区行政事務組合の救急車で、県立北部病院及び北部地区医師会病院において対処している。

### (その対策)

・診療所の医師の確保に努めるとともに、医療機器等の整備拡充及び高齢者等を対象とした送迎車の導入を行う。（①）

・引き続き県立北部病院や北部医師会病院と連携するとともに、今後整備が予定されている「公立沖縄北部医療センター」とも連携を強化し、村民が安心して受診できる地域医療体制を確立する。（①・②）

### (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）              | 事業内容                               | 事業主体   | 備 考 |
|-----------|-----------------------|------------------------------------|--------|-----|
| 7 医療の確保   | (1) 診療施設              |                                    |        |     |
|           | ・診療所                  | へき地診療所設備整備事業                       | 村      |     |
|           | ・患者輸送車（艇）             | 診療所送迎車両購入事業                        | 村      |     |
|           | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                    |        |     |
|           | ・その他                  | 大宜味村立診療所管理運営委託<br>大宜味村立歯科診療所管理運営委託 | 村<br>村 |     |

### (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 9 教育の振興

### 1) 学校教育の振興

#### (1) 現況と問題点

①平成 28 年度に小学校の統合と合わせて、中学校が老朽化に伴う移転整備を行い、同敷地内に小中学校の建設ができています。また、令和 2 年度に保育所・幼稚園の機能を統合し、幼保連携型認定こども園「おおぎみこども園」を開園した。

②今後は学校施設長寿命化計画を基に長期的な修繕計画による施設の維持管理や、教材備品・教具等についても定期的に更新を行い、充実した教育環境の確保に努める必要がある。

③保育教諭の処遇改善や働き方改革を推進しつつ、乳幼児・児童・生徒が安心・安全で楽しい教育環境の充実や希望する全ての家庭へ幼児期の教育・保育を提供できる職員体制を整備する必要がある。

④大宜味村立給食センターは、現在国が推進しているドライシステムに対応した施設ではないため、衛生面の課題も大きいことから、新規施設の整備が必要である。また、現在使用している学校給食設備が老朽化し業務に支障をきたす恐れがあるため、計画的に更新する必要がある。

⑤令和 2 年度に G I G A スクール構想によりインターネット環境の整備が行われ、生徒 1 人 1 台端末・電子黒板等の導入が行われた。機器の円滑な利用促進を兼ね、ICT 教育の推進のために計画的に ICT 支援員等の配置を行う必要がある。

⑥言語能力、情報活用能力の育成のため日々の授業において、学習支援員等によるきめ細やかな学習支援が必要であり、人材の確保が課題である。

※園児数・児童数・生徒数の推移（学校基本調査、住民福祉課）

|          | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 保育所幼児数   | 81       | 81       | 79       | 73    | —       |
| 幼稚園児数    | 26       | 31       | 27       | 28    | —       |
| おおぎみこども園 | —        | —        | —        | —     | 93      |
| 大宜味小学校   | 141      | 138      | 150      | 149   | 154     |
| 大宜味中学校   | 78       | 76       | 78       | 67    | 66      |

#### (その対策)

・施設の適切な維持・保全の実施とともに、教具や教育体制等のさらなる充実を図る。

#### (①・②)

・老朽化・陳腐化した教材、教具、遊具等の適切な更新を行う。(①・②)

・乳幼児・児童・生徒が安心・安全で楽しい教育環境の充実に向けて環境整備に取り組む。(③)

・待機児童解消を目的に、保育教諭の処遇改善や働き方改革を推進し、希望する全ての家庭へ幼児期の教育・保育を提供できる職員体制を整備する。(③)

・標準学力検査や県の学力調査、全国学力・学習状況調査等による、県や全国における村内学校の状況を把握するとともに、学習支援員等を配置したきめ細やかな学習の支援を行う。(⑥)

・小・中各学年において、年度ごとに端末の使用頻度の目標を設定し、ICT支援員を効果的に活用しながらICT教育を推進する。(⑤)

・教育内容の充実を図るため、国の施策に合わせてICT等を活用した効果的・効率的な指導内容の充実やネットワーク形成が図られる整備を行うなど学校施設、教材、備品の整備・活用の支援を行う。また、周辺環境整備のため、緑化推進を図る。(⑤)

・学校給食センターについては、学校給食の安全を図るために、学校給食施設整備事業にて、ドライシステムに対応した給食施設の整備を検討していく。また、現在使用している学校給食設備においても適切な更新を行う。(④)

## 2) 生涯学習の振興

### (1) 現況と問題点

①本村の社会教育は、村内児童を対象とした「わんぱく体験団」をはじめとして、高齢者学級、広域生涯学習講座などの教養講座、指導者研修などの実用分野の研修、福島県西会津町との交流事業「体験の翼」、海外短期留学事業などの人材育成を目的とした他地域との交流事業やおおぎみ展・演劇鑑賞会・文化講演会などの多種多様な催し物と広範囲の内容を含んでいる。

②地域のニーズに目を向けつつ、子どもから大人まで広い分野で生きる力を育む講座や体験活動の充実を図る必要がある。また、村内児童生徒が県外で活躍する機会について、経済的な問題で貴重な経験が消失しないよう継続した支援が必要となっている。

③社会教育施設については、社会教育の中核施設である中央公民館がなく、おおぎみ展などの催し物会場が不足しており、村民の情報取得や教養向上を図る場である村立図書館の設置など、施設的には幾多の課題が残されている。また、社会体育施設の整備が出来ていないため、村民が広く活用できる運動公園施設等の整備が必要となっている。

### (その対策)

・公民館講座や村民向けの生涯学習講座などの開催を、多くの村民が参加できるよう工夫しながら引き続き実施するとともに、調査を行いながら村民のニーズに合った講座を展開していく。(②)

・生涯学習講座や研修で培った知識や技術を生かし、自ら組織運営できるように支援を行う。(②)

・生涯学習講座を通じた指導者研修や村内の中高生を対象とした海外短期留学、小学生を対象とした福島県西会津町との「体験の翼」交流事業などを継続し、村内外で活躍できるような人材を引き続き育成する。(①・②)

・社会教育施設としての村民文化センター・図書館施設等は、村内の学校跡地等既存の施設を有効利用した整備を検討し、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる運動公園の整備を検討する。(③)

・県内各種大会において顕著な成績を収め、県外へ派遣の対象となった村内の児童・生徒に対し、派遣に対する支援を行い貴重な経験の場へ参加することを後押しする。

(②)

## (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）                                         | 事業内容                                                                                | 事業主体                       | 備考 |
|-----------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|
| 8 教育の振興   | (1) 学校教育関連施設<br>・給食施設                            | 村立学校給食センター整備事業<br>村立学校給食センター設備導入事業                                                  | 村<br>村                     |    |
|           | (3) 集会施設、体育施設等<br>・集会施設<br>・体育施設                 | 社会教育施設整備事業<br>総合運動公園整備事業                                                            | 村<br>村                     |    |
|           | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>・義務教育<br>・生涯学習・スポーツ<br>・その他 | 特別支援員配置事業<br>学習支援員配置事業<br>地域支援員配置事業<br>ICT支援員配置事業<br>生涯学習コーディネーター配置事業<br>児童生徒県外派遣事業 | 村<br>村<br>村<br>村<br>村<br>村 |    |

## (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

①本村の集落は、17地区に分散して立地し、それぞれが独自の地域性と強い地域共同体を形成している。現在整備されている集会施設については、今後地域のニーズに応じた機能強化について検討しつつ、計画的に整備を行う必要がある。

②集落道が狭く、緊急車両の通行が困難な箇所や、舗装未整備の箇所も点在している。道路配水についても未整備区間があり、計画的な対策に向けた検討が必要となっている。

#### (その対策)

・各集落の集会施設の機能拡充、利活用の推進を図るとともに、コミュニティ機能の強化と活動の拡充を図る。(①)

・集落内道路について未整備個所の抽出及び整備計画の検討を行い、適切な維持管理を含めた事業化に向けて取り組む。(②)

### (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                        | 事業主体   | 備考 |
|-----------|----------|-----------------------------|--------|----|
| 9 集落の整備   | (3) その他  | 集落集会施設機能強化事業<br>集落内整備維持補修事業 | 村<br>村 |    |

### (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 1 1 地域文化の振興等

### 1) 文化財の保護継承

#### (1) 現況と問題点

①本村には国指定文化財が 5 件、県指定文化財が 2 件、村指定文化財が 2 件あり、この他にも有形無形の優れた文化財が残されている。また、直近では平成 29 年に「大宜味村役場旧庁舎」が国の重要文化財に指定された。これらの文化財は、学術研究、伝統文化の保持等の面において高い評価を有する一方、産業の振興、観光の振興など実用的価値も合わせ持っている。

②今日的なニーズとして、地域像を正しく認識するための一つとして文化財を活用した取組が行われているが、本村においても猪垣等はネクマチヂ岳～六田山散策道のコースとして組み込まれ、好評を得ている。

③根謝銘グスクの継続した調査を行い、地域や観光における活用を検討する必要がある。国の重要文化財に指定された大宜味村役場旧庁舎については、公開の手法を検討する必要がある。

④本村には多くの文化財やそれにまつわる文献資料等が収集保存されているが、これらの資料を今後より有効に活用するためには、資料個々の基礎情報の整理及び本格的な展示資料館が必要であり、既存施設の利用を含めた検討が必要である。

⑤国の重要無形文化財である「喜如嘉の芭蕉布」については、伝承者の減少、芭蕉布の生産技術の継承が課題である。

⑥村史については、既に発刊後 40 年以上が経過していることから、平成 22 年度に村史編纂室（※平成 29 年度より教育委員会村史編纂係）を設置し平成 24 年度から 10 年計画で「新大宜味村史」の整理・執筆を行っている。

⑦本村の各字に残されてきた伝統芸能や文化を、後世に正しく継承する必要がある。そのためには、様々な芸術文化に触れることにより、本村で培われてきた文化に対する理解を深めること、さらには伝統文化の継承に向け支援することも必要である。

#### (その対策)

- ・村内に現存する埋蔵文化財、建造物、史跡等の調査を進め、新規指定や保護に努める。発掘調査を実施している根謝銘グスクについては報告書をまとめ、今後の調査を検討する。(③)

- ・文化財公開時の解説資料の整理、良好な保存状態を保てる公開手法の検討を行い、村民に対しては、調査成果の積極的な公開に努め、文化財愛護精神の啓発を図る。(④)

- ・喜如嘉の芭蕉布については、その価値の発信と継承者の確保のため、喜如嘉の芭蕉布保存会との連携を図る。(⑤)

- ・村民をはじめ観光客等へ常時公開する場として、旧大宜味小学校等、既存施設の再利用も含め資料館の整備を推進する。(④)

・伝統行事への村民の参加促進を図り、大宜味村若者、子どもたちが自発的に文化活動に取り組み、本村に残されている芸術文化に触れる機会を充実させることで、次の世代へ継承していけるよう、支援を行う。(⑦)

・本村の歴史と文化を後世に伝えるため、「新大宜味村史編纂基本計画」の発行計画（平成24年度～平成33年度）に基づき、資料収集・編纂を継続して行う。また、村の歴史・文化振興のため教育委員会各係及び関連部署とのより一層の連携を図る。(⑥)

※文化財等指定及び認定状況（教育委員会）

| 指定区分 | 種別            | 名称                | 指定・認定年月日 | 保有者等            |
|------|---------------|-------------------|----------|-----------------|
| 国指定  | 重要文化財（建造物）    | 大宜味村役場旧庁舎         | H29.2.23 | 大宜味村            |
|      | 重要無形文化財（工芸技術） | 喜如嘉の芭蕉布           | S49.4.20 | 喜如嘉の芭蕉布保存会      |
|      |               | 芭蕉布               | H12.6.6  | 平良敏子            |
|      | 重要無形民俗文化財     | 塩屋湾のウンガミ          | H9.12.15 | 田港区、屋古区、塩屋区、白浜区 |
| 県指定  | 天然記念物         | 田港御願の植物群落         | S47.5.15 |                 |
|      |               | 大宜味御獄のビロウ群落       | S49.2.22 |                 |
| 県認定  | 名木            | 喜如嘉板敷海岸の板干瀬       |          |                 |
|      |               | 上原のクワギ            | H15.12   |                 |
|      |               | 塩屋のハスノハギリ         | H17.3    |                 |
|      |               | 喜如嘉区のミフクラギとフクギ    | H18.1    |                 |
|      |               | 宮城区のデイゴ           | H23      |                 |
| 村指定  | 有形文化財         | 旧大宜味小学校跡地のシマンター平松 | R2.11.20 |                 |
|      |               | 大宜味村の猪垣           | H17.10   |                 |
|      |               | 塩屋ウフンチャのハスノハギリ    | H19.3.1  | 塩屋のウフンチャ墓地組合    |

## （２） 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名（施設名）                      | 事業内容             | 事業主体                 | 備考 |
|-------------|-------------------------------|------------------|----------------------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等<br>・ 地域文化振興施設   | 塩屋湾のウンガミ伝承・活用等事業 | 塩屋湾のウンガミ<br>保存・継承委員会 |    |
|             | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>・ 地域文化振興 | 集落支援員配置事業        | 村                    |    |
|             | (3) その他                       | 根謝銘グスク発掘調査       | 村                    |    |

## （３） 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

- ①公共施設において、太陽光発電システムの設置や電気自動車の充電施設の導入、省エネルギー対策として、環境対応車（ハイブリット車輛）の導入検討が必要である。
- ②新エネルギーを活用した環境負荷の少ない地域づくりや新エネルギーの計画導入及び普及促進を図る必要がある。
- ③太陽光、風力発電設備の設置による眺望景観の阻害、隣接地での景観の不調和など景観上の問題が顕在化しているため、景観へ配慮した整備が必要である。
- ④環境へ配慮した持続可能社会を形成するため、主要公共施設等への自然エネルギー（新エネルギー）を活用した施設整備を図る。

### (その対策)

- ・村内の遊休地を活用した風力発電や太陽光発電、普通河川や大保ダム等の水源を活用した水力発電等の自然エネルギー整備の導入に向けた調査を検討し、景観に配慮し新エネルギーの導入促進を図る。(②・③)
- ・公共施設や民間施設、各家庭に対して太陽光発電等の自然エネルギー機器やLED照明設備の導入などを促進し、省エネルギー化に取り組む。(④)
- ・地球温暖化や大気汚染による地球環境悪化による身の回りの動植物への影響が全国的に増大している。その中で、本村は、平成20年度より観光振興としてエコツーリズムを推進し、環境保全型観光を掲げており、持続可能な環境と社会を形成するため、自然エネルギーによる環境へ配慮した施策を展開する。

### (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分          | 事業名（施設名）         | 事業内容              | 事業主体 | 備 考 |
|--------------------|------------------|-------------------|------|-----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1)再生可能エネルギー利用施設 | 再生可能エネルギー利用環境整備事業 | 村    |     |
|                    | (2)過疎地域持続的発展特別事業 |                   |      |     |
|                    | ・再生可能エネルギー利用     | 再生可能エネルギー利用推進事業   | 村    |     |

### (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

### 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

##### ①自然環境の保全について

・本村は、世界自然遺産登録され希少な動植物が数多く存在する生物多様性の森を有しているが、人の飼育下になくイヌ・ネコが生態系に悪影響を及ぼす事が懸念されるほかツルヒヨドリ等の外来植物などによる環境への影響が危惧されている。また、観光地等のハブ対策も急務となっている。

#### (その対策)

・村内のネコ等に対して、避妊・去勢手術及びマイクロチップ装着を行い飼いネコ等の適正飼養を推進し、飼い主がいないネコ等の繁殖を防ぎ、希少な動物の保全及び環境衛生の向上を図る。また、ツルヒヨドリ等の外来種が及ぼす環境への影響を軽減するため、定期的な駆除作業を行う。(①)

・環境保全の作業員により、イヌ、ネコ、ハブを保護・捕獲するための捕獲器を設置・回収し、地域住民や観光客の安全確保を図る。(①)

#### (2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分              | 事業名（施設名）          | 事業内容                   | 事業主体   | 備 考 |
|------------------------|-------------------|------------------------|--------|-----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業 | 外来種駆除事業<br>環境保全・美化推進事業 | 村<br>村 |     |

#### (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

・本区分に関連する公共施設等の維持管理、建替えや改修などの更新については、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

## 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

[illegible]

|                       |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                            |                                                                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 |                                        | <p>【事業の必要性】</p> <p>移民された村出身者との関係が希薄化し、当時の歴史的背景の記憶が徐々に失われつつあり、今一度、つながりを見つめ直す必要があるため</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                            |                                                                                                                      |
| 2 産業の振興               | <p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>第1次産業</p> | <p><b>赤土等流出防止営農対策促進事業</b></p> <p>【事業内容】</p> <p>農地における赤土等の流出防止対策及び営農対策の実施</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>赤土の海域への流出を防ぎ、自然環境の保全を図るため</p> <p><b>農業振興補助金</b></p> <p>【事業内容】</p> <p>病虫害防除農薬及び肥料の購入に対する補助金</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>農業振興の目的から農家の農薬・肥料に係る負担を軽減し、継続的な農業に繋がる支援を行う必要があるため</p> <p><b>鳥獣被害防止対策事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>鳥獣からの農作物被害防止活動。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>野生生物から受ける被害を軽減するため、侵入防止柵の設置や鳥獣の駆除等対策が必要となっているため</p> <p><b>シークワサー振興補助金</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>シークワサー生産農家への補助金</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>特産物でもあるシークワサーの生産振興を目的に、出荷に応じた補助を行い、生産意欲の向上を図る必要があるため</p> | <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> | <p>地域の農林業・水産業及び商工・観光等について各事業を展開することにより、産業振興の向上につなげ、持続的発展を図ることができる</p> <p>また、企業誘致を行い新たな事業者を招致することで村内雇用や経済活性化へ繋がる。</p> |

|         |            |                                                                                                                                                                                        |   |  |
|---------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
| 2 産業の振興 | ・商工業・6次産業化 | <p><b>シークワサー産地振興協議会補助金</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>シークワサー経営農家の経営基盤を強化し、生産力の増進、製品開発と販路拡大を図るため協議会へ補助を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>村の基幹作物であるシークワサーを広くPRし、経営基盤の強化、生産意欲の向上を持続的に図っていく必要があるため</p>  | 村 |  |
|         |            | <p><b>水産業奨励補助金</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>水産業の振興発展及び漁獲の向上並びに漁家経済の向上を図るため、水産業者の漁具資材等の経費に対する補助を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>水産業の振興発展を図るため、漁具資材、船のエンジン購入等水産業者の負担軽減を図り、持続的な経営に結び付ける必要があるため</p> | 村 |  |
|         |            | <p><b>水産業・漁村の多面的機能発揮対策事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動支援</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>水産業・漁村が持つ多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう推進する必要があるため</p>                       | 村 |  |
|         |            | <p><b>集落支援員配置事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>ふるさと納税や村内雇用及び企業支援についてコーディネート役を担う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>ふるさと納税返礼品の情報や、地域雇用の情報等が少なくそれらを集約し、発信できる役割が必要であるため</p>                                | 村 |  |

|         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                              |  |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--|
| 2 産業の振興 |     | <p><b>地域イベント支援事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>地域で行われるイベント活動への支援</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>地域イベントを活性化させ、観光客の集客も見込んだ地域一体型の活動を確立していく必要があるため</p> <p><b>地域経済活性化支援事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>地域振興券や、割引クーポン券の発行</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>村内で活用できる振興券等を発行し、地域経済の循環を図る必要があるため</p> <p><b>工芸人材への助成事業</b></p> <p>【事業内容】</p> <p>工芸人材の育成や持続可能な基盤づくりのための支援</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>陶芸や木工品等の助成制度を整備し、持続可能な産業に向けた支援が必要なため</p> <p><b>ビジターセンター運営委託事業</b></p> <p>【事業内容】</p> <p>施設の管理・運営を円滑に行うため指定管理者へ委託する</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>大宜味村の主要な施設となるビジターセンターを適切に管理運営するため、継続的に指定管理者を定めていく必要があるため</p> <p><b>集落支援員配置事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>観光振興を基点として総合産業による地域活性化を図るコーディネート役を担う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>持続的な観光推進体制や観光窓口の強化、インバウンドへの対応が必要なため</p> | <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> |  |
|         | ・観光 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                              |  |

|         |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                     |  |
|---------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 2 産業の振興 |  | <p><b>大宜味村観光協会運営事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>大宜味村観光協会への補助金</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>今後本村の中心的役割を持つ観光協会において、しっかりした組織体制を構築する必要があるため</p> <p><b>大宜味村エコツアーリズム推進事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>エコツアーリズムに必要なガイド育成や総合的な観光人材育成等を図る</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>観光資源を保全しながら持続的な観光に結び付けるため、ガイド等の育成は必要不可欠である</p> <p><b>景観向上の為に美化活動事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>村内の観光施設の除草作業等を行い、景観向上を図る</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>世界自然遺産にも登録され、多くの観光客が見込まれるなか、観光スポットの景観向上対策は継続的に必要となるため</p> <p><b>世界自然遺産地域活性化推進事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>世界自然遺産登録地域としての取り組みを推進する協議会等への負担金及び助成事業</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>世界自然遺産地域として登録され、世界から多くの来訪者が期待されているが、持続可能な観光地として次世代まで繋げていくことが必須の課題となっており、外来生物や環境負荷への対応、利用ルールを定めるなど世界自然遺産地域を保全しながら活用できる仕組みづくりを構築する必要がある</p> | <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> |  |
|---------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--|

|             |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                              |                                                        |
|-------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 2 産業の振興     | <p>・企業誘致</p>                         | <p><b>大宜味村観光基盤推進事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>森林資源を活用したフィールドの多様化とそれによる負荷の分散、自然体験プログラムの開発等を支援する</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>これからの観光推進体制を構築し、観光客を受け入れのマニュアル作りが必要なため</p> <p><b>企業立地促進事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>村有財産等を活用し、ホテルの誘致や企業の誘致を推進する</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>村有地の有効活用や村内雇用の創出を見込み、企業の招致活動を推進していく必要があるため</p> | <p>村</p> <p>村</p>            |                                                        |
| 3 地域における情報化 | <p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>・情報化</p> | <p><b>大宜味村イントラネット運営事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>村内のイントラネットを円滑に運営するため、保守管理業務委託を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>防災カメラ等を適切に運用するため、専門的な管理業者による保守管理が必要となっている</p> <p><b>北部広域ネットワーク運営負担金</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>北部広域ネットワークの運営に係る負担金</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>行政機関のネット環境を適切に管理運営するため、専門的な管理業者による保守が必要となっている</p>         | <p>村</p> <p>北部広域市町村圏事務組合</p> | <p>情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営と地域住民のネット環境を確立することができる</p> |

|                                      |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                     |                                                           |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> | <p>(8)過疎地域持続的発展特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉</li> <li>・ 高齢者・ 障害者福祉</li> </ul> | <p><b>子育て支援事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>出産祝金や不妊治療費の、18歳までの医療費自己負担分の助成を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>子育ての経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実に図る必要があるため</p> <p><b>高齢者等買い物支援事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>自家用車等での移動が困難な高齢者や障がい者に対し、生活用品等の買い物ができるよう、買い物支援サービスによる交通手段の確保を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>公共交通手段が少なく、地域の売店も少なくなっている中、高齢者等が安心して暮らし続ける生活環境を築く必要があるため</p> <p><b>高齢者外出支援事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>公共交通での移動が困難な高齢者に対し、外出支援サービスによる通院手段の確保を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境を守る必要があるため</p> <p><b>集落支援員配置事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>集落支援員の配置により、地域の活性化と地域の自主的・主体的な自治活動を推進する</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>人口減少と少子高齢化の進展により、地域コミュニティの弱体化が懸念される中、地域の活性化、高齢者への支援などの課題を解決していく必要があるため</p> | <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> | <p>全ての村民が安心して暮らせる環境を整え、子どもから高齢者まで持続可能な支援体制を確立することができる</p> |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------|

|                |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                            |                                                |
|----------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------|
| <p>7 医療の確保</p> | <p>(3) 過疎地域持続的<br/>発展特別事業</p> <p>・その他</p>  | <p><b>大宜味村立診療所管理運営委託</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>村立診療所の医療提供体制を構築するため管理委託を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>地域格差のない継続した医療提供体制を確保するため</p> <p><b>大宜味村立歯科診療所管理運営委託</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>村立歯科診療所の医療提供体制を構築するため管理委託を行う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>地域格差のない継続した医療提供体制を確保するため</p>                                                                                  | <p>村</p> <p>村</p>          | <p>地域格差のない持続した医療体制を構築することができる</p>              |
| <p>8 教育の振興</p> | <p>(4) 過疎地域持続的<br/>発展特別事業</p> <p>・義務教育</p> | <p><b>特別支援員配置事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>学校生活において個別的支援を要する児童生徒への支援を担う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>個別的な支援を行うことにより学級全体の授業を円滑に行うことができるため</p> <p><b>学習支援員配置事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>学級全体を対象に学習の遅れがちな児童生徒への支援を担う</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>学習に遅れがちな児童生徒を取り残さないためにも、継続した支援が必要である</p> <p><b>地域支援員配置事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>不登校児童生徒を出さないため関係機関と連携し</p> | <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> | <p>持続可能な発展の基盤となる人材育成を行うことができ、生きる力を育むことができる</p> |

(3) 過疎地域持続的  
発展特別事業

- ・その他

大宜味村立診療所管理運営委託

【事業の内容】

村立診療所の医療提供体制を構築するため管理委託を行う

### 【事業の必要性】

地域格差のない継続した医療提供体制を確保するため

大宜味村立歯科診療所管理運営委託

【事業の内容】

村立歯科診療所の医療提供体制を構築するため管理委託を行う

### 【事業の必要性】

地域格差のない継続した医療提供体制を確保するため

村

村

地域格差のない持続  
した医療体制を構築  
することができる

## 8 教育の振興

(4) 過疎地域持続的  
発展特別事業

・義務教育

## 特別支援員配置事業

【事業の内容】

学校生活において個別的支援を要する児童生徒への支援を担う

### 【事業の必要性】

個別的な支援を行うことにより学級全体の授業を  
円滑に行うことができるため

学習支援員配置事業

【事業の内容】

学級全体を対象に学習の遅れがちな児童生徒への  
支援を担う

【事業の必要性】

学習に遅れがちな児童生徒を取り残さないために  
も、継続した支援が必要である

## 地域支援員配置事業

【事業の内容】

不登校児童生徒を出さないため関係機関と連携し

村

村

村

持続可能な発展  
の基盤となる人  
材育成を行うこ  
とができ、生き  
る力を育むこと  
ができる

|             |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                            |                                             |
|-------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------|
| 8 教育の振興     | <p>・生涯学習・スポーツ</p> <p>・その他</p>           | <p>、児童生徒の心のケアを担う</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>不登校者を出さないよう未然対策として支援員を配置し、関係機関と連携した取り組みを行っていく必要があるため</p> <p><b>ICT支援員配置事業</b></p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>学校のICT機器の活用サポートや保守について委託を行う</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>ICT機器を円滑に活用するため専門的なアドバイスを行える支援が必要であるため</p> <p><b>生涯学習コーディネーター配置</b></p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>地域のニーズに応じた生涯学習講座等を企画し、実施する役割を担う</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>生きる力を育むため、子どもから高齢者まで参加できる講座を継続して取り組む必要があるため</p> <p><b>児童生徒県外派遣事業</b></p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>児童生徒が各種大会で顕著な成績をおさめ、県外の大会へ参加するための派遣費用について支援を行う</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>経済的事情で貴重な経験の場が消失しないよう、児童生徒の派遣に対し継続的な支援が必要となるため</p> | <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> |                                             |
| 10 地域文化の振興等 | <p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>・地域文化振興</p> | <p><b>集落支援員配置事業</b></p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>収集保存されている文献資料の整理や、展示資料館の準備及び文化協会の設立や伝統芸能の継承など、地域と連携した推進コーディネートを担当</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>村</p>                   | <p>村内の文化財を大切に保管し、将来にかけて受け継いでいく体制の整備が図れる</p> |

|                        |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |                                                      |
|------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------|
| 10 地域文化の振興等            |                                              | <p>【事業の必要性】</p> <p>地域文化の振興を通して、文化継承、文化財の保全を行っていく必要があるため</p>                                                                                                                                                                                                                          |                   |                                                      |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進     | <p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>・再生可能エネルギー利用</p> | <p><b>再生可能エネルギー利用推進事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>持続可能な環境と社会を形成するため、自然エネルギーによる環境へ配慮した取り組みを推進する</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>新エネルギーを活用した環境負荷の少ない地域づくりや新エネルギーの計画導入及び普及促進を図る必要があるため</p>                                                                                                         | 村                 | <p>自然エネルギーを活用することにより、持続可能な環境と社会を形成することができる</p>       |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |                                              | <p><b>外来種駆除事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>ソルヒヨドリ等の外来種を駆除し環境保全を図る</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>希少な動植物を有する自然環境において、外来種が及ぼす悪影響が懸念されるため</p> <p><b>環境保全・美化推進事業</b></p> <p>【事業の内容】</p> <p>野生のイヌ、ネコを保護し、ハブを捕獲することで希少な動物と地域住民の安全を確保する</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>生物多様性の森に野生のイヌ、ネコが及ぼす悪影響を軽減する必要があるため</p> | <p>村</p> <p>村</p> | <p>自然環境の保全を行うことで世界自然遺産にも登録された貴重な資源を将来的にも守ることができる</p> |